

スポーツ政策論研究序説

関
春
南

——それは、人間にとって、
うむをいわせぬ要求なのだ——

目次

- 第一章 スポーツ政策論の課題と方法
はじめに
- 1 スポーツ政策論の対象
 - 2 スポーツ政策の目的
 - 3 スポーツ政策の実現過程
- スポーツ政策論研究序説

4 スポーツ政策と国民のスポーツ要求

第二章 現代日本スポーツ政策批判

はじめに

1 「国民総スポーツ」運動の意義

2 「国民総スポーツ」運動の現実態

3 ブルジョア・スポーツ理念と国民のスポーツ要求

第三章 スポーツ運動と国民のスポーツ権

はじめに

1 国民のスポーツ要求実現の主体

2 国民のスポーツ権の探求

第一章 スポーツ政策論の課題と方法

はじめに

社会科学としてのスポーツ学⁽¹⁾は、日本ではこれまであまり振わなかったように思う。その原因は、基本的には、スポーツという文化が広範な国民のものとなりえなかったという歴史的・社会的現実が存在していたからであるが、学問的には、課題と方法意識が希薄であったことに起因しているように思う。すなわち、論究にあたって、何を対象としてとらえ、その対象に対してどういう角度から切り込んでいき、そこで何を明らかにしようとするのか、それは何

のためか、といった意識が鮮明に自覚されていなかったためであると思う。従って、科学としてのスポーツ学の一端（不可欠の構成部分）を担うスポーツ政策論を構築していく第一歩は、その課題と方法を明確にすることから始められねばならないであろう。

(1) 体育学という用語を使わず、あえて、スポーツ学とした理由は、従来の体育学が学校体育中心であり、スポーツは、学校教育という枠の中で考えられてきた傾向が強かった。しかし今日では、スポーツは、学校教育の枠をはみ出して広く社会的機能と役割をもつようになってきている。このようなスポーツの総体を社会現象としてとらえ、科学化する学問は、体育学と呼ぶよりスポーツ学と呼んだ方が適切であると考えたからである。

1 スポーツ政策論の対象

六〇年代の後半から七〇年代に入り、スポーツ人口の急増、レジャー産業の興隆に象徴されるスポーツの現実は、国民のスポーツ要求の増大とその充足との矛盾を益々激化させる方向で進行している。国民のスポーツ要求が増大しているという事実を、別の角度からいえば、スポーツの、現代人にとってもつ意味が急速に増大してきているということであり、そのことは更に、スポーツの社会的機能と役割が急速に増大してきているということでもある。にもかかわらず、実際には、こうしたことの科学化・理論化は極めて遅れているといわざるをえない。理論よりも現実の方が急速に進展しているのである。この事態は早急に逆転させなければならぬ。

さて、スポーツ現実を「スポーツ政策」として対象化するということは、結論からいえば、文化としてのスポーツ

のあり方を、政治・経済との関係の問題として対象化するということである。確かに政策とは政治概念である。そしてスポーツとは近代スポーツにおけるアマチュアリズムに示されているように、「政治的に中立」なものであり、経済的諸関係とかかわりをもたない「純粹」なものであり、あくまでも「個人の私的な遊び」であり、更には、オリンピックイズムに象徴されるような自己完結性、観念性をもっているものである。こうしたスポーツという文化のもつ固有の思想的特質が、スポーツを、政治・経済との関係の問題として対象化すること、つまり、スポーツ政策として対象化することを阻んでいた一つの要因であったといえる。しかし、何よりも、研究者の側の問題としては、スポーツ現実に対するリアルな、科学的な認識と、そこから導き出される課題と方法の薄弱さにあったといえよう。

スポーツの現実を、政治・経済との関係の問題としてとらえる出発点は、スポーツ現実を、一定の理念に支えられた主体の営為としてとらえることである。つまり、スポーツ現実とは、自然発生的に生起し、展開しているのではない。そこには必ず、現実を生起させ、展開させている主体があるはずである。そしてその主体は、必ず一定の理念にもとづいているのである。ここで、主体を支えている支配的な理念は、政治的には、常に権力に支持されているものである。従って、スポーツ現実を主体の営為の問題としてとらえるということは、そのもつ理念を権力構造全体の関係の中でとらえるということにはほかならない。

では、何故、そのようなスポーツ政策の究明が今日必要なのであろうか。ここで、対象化した問題を解決する理論の価値つまり学問の価値を問うておく必要がある。何故なら、戸坂潤がいうように、「問題の問題」が理論(学問)の原始だからである。

国民のスポーツ要求が急速に増大してきていることについては、もはや周知の事実になっている。同時に、このスポーツ要求を充足しえない状況が急速に増大してきているということも深刻な事実である。こうした時にあたり、国民のスポーツ要求充足の筋道と、そこにある問題の理論的解明こそ、科学としてのスポーツ学の根本問題であるといわなければならない。

人間の歴史は、生産労働の発展を通じた要求の充足と新たな要求の発展の歴史でもあった。⁽²⁾ここに最も根源的な人間の行為があったといえる。従って、人間のこうした常に発展する諸要求の充足に積極的に努力することの中に歴史的価値を見い出すことができる。

国民のスポーツ要求を充足するという問題は、スポーツ政策に決定的に依存している。かつてのように、スポーツがブルジョアの、あるいは一部エリートのものであった時代には、個人的な解決の仕方では要求の充足は可能であった。しかし、スポーツ要求が広範な国民の中に根強く広がってきている今日、その充足の問題は、最早個人的な解決を許さない状況に立ち到っている。つまり、国レベルでの解決すべき問題として現われてきているのである。ところが今日、後述するように、わが国のスポーツ政策の貧困とゆがみは益々深まってきている。従って、スポーツ政策を国民的なものへと改変していくことが重要な意味をもってきているのである。ここにスポーツ政策の究明が要請されている根拠がある。

そこで、論究の対象であるスポーツ政策にかかわる概念規定を必要な限りで明確にしておこう。私は、スポーツ政策とは、権力に支持されたスポーツ理念である、と定義している。ここでスポーツ理念とは、実体化されるべきスポ

スポーツの目的・手段・内容・方法の觀念の總体を意味するものとする。政策は一般に行政を通じて實現されていく。従つて、スポーツ行政とは、権力の機關が中心となり、スポーツ政策を實現する過程と規定しておく。また、スポーツとは、さしあたり、学校及び社会で行なわれている体育・スポーツ・レクリエーションなどと呼ばれている身体運動を總稱して呼ぶこととし、身体運動を中核として形成されている文化、とだけここでは規定しておく。

さて次に、先行研究を簡単に整理しておく。

スポーツ政策に関する先行研究は極めて少ない。わずかにあげられる著作は、政策を實現する過程である行政についての研究である。すなわち、宮畑虎彦『体育行政』一九五八年、影山健「体育行政」『スポーツ科学講座・10』一九六五年、長谷川純三「社会体育の行政」『概説社会体育』一九六六年、桑野豊「社会体育の行政」『社会体育』一九七二年、浜口陽吉『新体育行政』一九七四年、などである。

これら従来の体育行政研究に共通している思惟の様式の第一の特徴は、法規の正當化を前提として、法規の内容を解釈し、解説し、その法規にもとづいて、どのように機能的・合理的に実施したらよいかが問題とされているという点である。宮畑虎彦は体育行政を定義して、「体育行政は体育に関する行政であり、教育の行政の一分野であり、体育に関する国の政策を實現する作用であり、より具体的には、法律に定められた機關が、法規に準じて、学校および社会における体育、運動競技、およびレクリエーション活動の目的達成に必要な諸条件を整備することを主目標として、政策を實施するはたらきである」⁽³⁾（傍点筆者）と述べ、あるいは、浜口陽吉は「体育行政は国の体育を執行する行政の仕事で指導的内容と管理的内容を含んでおり、法によつて定められた行政機關の執行部において行なわれる」⁽⁴⁾

(傍点筆者)と述べているところに典型的に示されている。従って、国の体育行政の解説が中心的な内容をなすことになる。

たとえば、体育行政学とはこのようなものであると、戦後の体育行政学の原型をつくりだしたともいふべき宮畑彦彦の『体育行政』(一九五八年)の内容は、およそ次のごとくである。

第一章 体育行政の概念

- 1 行政上における体育
- 2 行政の概念
- 3 行政の指導原理
- 4 体育行政の内容と意義

第二章 体育行政の歴史

- 1 体育行政制度の歴史
- 2 体育制度および内容の変遷

第三章 体育行政機関

- 1 文部省
- 2 教育委員会

第四章 学校体育行政

- 1 学校体育制度
- 2 学校体育に関する法規
- 3 学校体育に関する中央官庁の行政事務

第五章 社会において行われる体育の行政

- 1 性格
- 2 社会における体育に関する行政事務
- 3 他の行政機関との関係
- 4 担当職員

第六章 体育教員養成制度

- 1 教員養成の歴史
- 2 戦後の教員養成制度

第七章 体育関係諸団体

第八章 体育財政

1 体育財政の概念 2 財源 3 文部省体育局各課関係行事及び予算 4 体育財政確立の必要

第二の特徴は、国民の立場からではなく、一貫して国の立場から行政がとらえられているという点である。たとえば、桑野豊は、行政上の今後の課題を次のように述べる、「このような行政上の諸問題を克服するために、国および都道府県、市（区）町村を通じた根本的対策が必要であり、そのためのいくつかの提案は、行政面の近代化と合理化、総合化に求めることができるだろう」と。そして、「近代化」とは「行政的ユニットを地域の特性和実情にあわせて多称化させるとともに、行政上の機能および権限を、できるだけそれぞれの地域に委譲すること、つまり地方分権の制度を確立すること」であり「合理化」とは、「計画的、能率的、かつ効率的に進めること」であり、「総合化」とは、経済企画庁の「新国土総合開発計画」や自治省の「広域市町村圏」の構想などの関連を考慮しながら「よこ割り行政を強力に推し進めること」である⁽⁵⁾という。ここでは、中央集権化の次第に強まっている中で、「地方分権制度の確立」という的確な問題を指摘しているながら、結局それも「国の行政」を全体としていかに「円滑」に推進していくか、という枠の中で考えられているにすぎない。あるいはまた、宮畑虎彦は「明治以来終戦までの体育行政は、他の教育一般の行政と同様、すべてが文部省から命令し、学校や地方機関はこれに服従するという形で行われ、極端な中央集権主義をとった。また『国民』をつくって『個人』を軽視したというような欠点はあったが、ともかく国の政策がはっきりしていて、それに従って体育が実施され相当の成績をあげたのは行政の力によるところが少くない」⁽⁶⁾（傍点筆者）

と述べる。つまり、「明治以来終戦までの体育行政」は、部分的には「欠点」はあったが、全体としてみれば「相当の成績をあげた」「行政の力」を大いに評価できるというわけである。ここには、明治憲法下の行政機構の国民に対してもった意味が全く自覚されておらず、従って全く反省されていない。神格化した天皇を「国ノ元首ニシテ統治權ヲ総攬」する地位におき(三・四条)「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」(一条)と規定した行政権の絶対的優位の国家体制が確立されており、天皇中心の国家権力が行なう教育を無条件、無批判にうけることだけが義務づけられ、兵役・納税とならぶ三大義務であったことに象徴されるように、国民は天皇の臣民として生きていくことが国家権力によって強制されていたのである。この絶対主義的な中央集権的権力行政こそ、国民を悲惨な戦争という奈落のどん底に引きづり込む役割を担ったということは、少くとも、引きづり込まれた国民の立場から、行政をとらえれば、いやがうえにも鮮明に浮び上ってくることであろう。

従って、第三の特徴は、行政と国民との間の矛盾が全く不問に付されているという点である。行政の国民に対してもつ意味や矛盾、そしてその解決の方向は何ら明らかにされていない。たとえば、桑野豊は、「社会体育行政の現状」に「法律的裏づけ」のあることを、「社会教育法第三条」や「スポーツ振興法」の諸条項をあげて説明し、最後に次のように述べる。「条文をみてもわかるように、社会教育法にもとづく社会体育の振興は、どちらかといえば教育的ニュアンスが強い。それに比して、スポーツ振興法は、やや教育的ニュアンスが強いものの、どちらかといえば、生活福祉的考え方が強くなっている。しかし、いずれにしても、体育・スポーツの振興について、国および地方公共団体⁽⁷⁾が、何らかの形で意図的、計画的、積極的に取り組むべきであることを強調している点は共通である」と。「法律

「的裏づけ」が、だから、国民に対してどういふ意味がある、というのであろうか。これでは何も明らかでない。実は、この点が重要なのである。

こうした思惟の様式を押し進めていくと、たとえば、「社会体育行政」とは「国民のひとりでも多くのものが、いつでも、どこでも、体育やスポーツができるような諸条件を整備すること」という定義になっていく。国民にとって、行政とは全く、そうあらまほしきものである。そうなっていない現実が実は問題なのではないだろうか。

この点について影山健は、宗像誠也の教育行政研究の成果を援用しながら、「行政の社会学は、社会体育行政を理念的にとらえるのではなくて、実体としてとらえるということから出発する。すなわち、かくあるべきもの（はずのもの）としての社会体育行政ではなくて、現在ある機能を果たしている制度的あるいは作用的実体として把握することから始まる」として、社会体育行政の社会学的研究の課題を次の四点に整理している。

その第一は、「社会体育行政がいかなる社会的条件に基底されているかということ」であり、社会体育行政の内容や方法の相違を明らかにすること。すなわち、比較行政学的重要なこと。第二は、「社会体育行政の果している社会的機能を明らかにしていくこと。」第三は、「社会体育行政の現状と社会的要求との間のズレを明らかにしていくこと。」第四は、「行政の過程に関する研究」であり「社会学的研究においては、特に集団と集団との関係において行政のプロセスを明らかにしていく必要がある。たとえば、一つの政策が決定される場合に、あるいはある施策が実行される場合に、どのような集団的關係を経て行なわれたか」という問題の研究の必要性などである。⁽⁸⁾

このような研究課題にもとづいた研究の具体的推進は、おそらく、社会体育行政と国民との間にある矛盾を明らか

にし、その解決の方向を見出し出していくであろう。一方で影山は、ここまで到達していながら、他方では、「国家も社会集団の一つとしてとらえ」という観点から、「したがって、社会体育行政を研究する場合、国家や地方公共団体の行なう行政とその他の集団の行なう行政に分けて、その内容や方法を対比させながら研究していくこともできる」⁽¹⁰⁾（傍点筆者）としている。つまり、国家を、「地方公共団体」という集団や「その他の集団」などと同次元の一つの社会集団としてとらえることによって、行政の主体としての国家権力の独自の機能を、社会のあらゆる集団を貫徹している機能を、国民との対比の中で浮び上がらせることを困難にしているのである。換言すれば、行政の主体である国家権力の構造的、機能的認識を抜きにしては、行政の本質、国民との間にある矛盾と、その解決の方向を見出しにくいことはできないという点が明確に自覚されていないのではないかと感じられるのである。

以上、従来の体育行政研究の思惟様式の特徴を、三つの視点から見てきたのであるが、これらの特徴の根底にある問題は、現代の国家権力に対する認識が希薄であるということである。先にあげた諸特徴は、このことの属性として現われているといえるのである。

そもそも、国家権力とは、マルクスが「近代の国家権力は、ブルジョア階級全体の共同事務を処理する委員会にすぎない」⁽¹¹⁾といい、エンゲルスが「近代国家は、これまた資本主義的生産様式の一般的な外的諸条件を、労働者やさらに個々の資本家の侵害から守って維持するために、ブルジョア社会が自分のためにつくりだす組織にすぎない。近代国家は、どういう形態をとっているにせよ、本質上は資本家の機関であり、資本家の国家であり、觀念上の総資本家である。国家がますます多くの生産力を引きついで自分の所有に移せば移すほど、それはますます現実の総資本家と

なり、ますます多くの国民を搾取するようになる」と述べているように、⁽¹²⁾ 国家とは、資本家の機関としての機能を果しているのだということ。そして、この国家は、独占資本主義段階における現代においては、資本主義経済秩序の内部に全面的に介入し、これを国家権力の手によって内部からがちりと支えている⁽¹³⁾ ということ。いいかえれば、国家の行財政組織が、私的独占体の経営組織と癒着した関係にあるという現実認識がなされているか否かにかかわっていたのである。

(1) 戸坂潤は次のようにいっている。「理論の目的は問題の解決にある。問題を解決しない理論は、少くとも理論ではない。それであるから理論の根本的な価値は、それが如何なる問題を有つかにある。問題の選択が理論の価値を根本的に決定する。立場や体系や方法がそれを決定するのでは必ずしもない。何となれば、如何なる問題をとるかによって、夫々の立場や体系や方法が直ちに決つて来るのであるから。問題の選択が理論の(又学問の)原始であり原理である。理論にとつては常に、問題の問題が、先ず第一にあるのである。」(『イデオロギーの論理学』『戸坂潤全集』第二巻、三五頁。勁草書房。)

(2) マルクス・エンゲルス「ドイツ・イデオロギー」『マルクス・エンゲルス全集』第三巻、二二三～二四頁。大月書店。

(3) 宮畑虎彦『体育行政』二三頁。不味堂。

(4) 浜口陽吉『新体育行政』一二頁。泰流社。

(5) 桑野豊「社会体育の行政」『社会体育』二〇五頁。第一法規。

(6) 宮畑虎彦『体育行政』二六頁。

(7) 桑野豊、前掲書、一九四～五頁。

- (8) 長谷川純三「社会体育の行政」『概説社会体育』二四五頁。第一法規。
- (9) 影山健「体育行政」『スポーツ科学講座10・スポーツの社会学』一九九〜二〇〇頁、大修館。
- (10) 影山健、前掲書、一九六〜七頁。
- (11) マルクス「共産党宣言」『マルクス・エンゲルス全集』第四卷、四七七頁、大月書店。
- (12) エンゲルス「反デュリング論」前掲書、第二〇卷、二八七頁。
- (13) 渡辺洋三『民主主義と憲法』七八頁。東京大学出版。

2 スポーツ政策の目的

スポーツ政策が、資本主義社会の内的必然（資本の意思）にかかわりをもっている以上、スポーツ政策の目的を解明するためには、まず、資本主義という経済社会の内在的な矛盾を確認しておく必要がある。その原理的な姿は、およそ次のようになる。すなわち、資本主義社会においては、資本のあくなき剰余価値の追求、つまり、資本の規模及び勢力に応じて、相対的過剰人口⇨産業予備軍をたえずつくりだし、これを背景にした労働者階級の窮乏化、そして労働力の価値収奪をもたらす。同時にこの過程が、労働者階級の組織的反抗を高める。すなわち階級闘争を激化させる。

この労働力の価値収奪、階級闘争の激化という不可避的に現われる矛盾は、必然的に国家権力の諸政策に対して、労働力収奪の抑制・緩和（労働力の保全ないし育成）と階級闘争の緩和という二つの側面での内容を要求していくことに

なる。例えば、社会政策のはじまりの古典的な例としてあげられるイギリスにおける工場法において明らかのように、「社会政策は、労働者階級の肉体的精神的頹廃を防止し、その自覚化のための条件をつくり出すと同時に、労働者階級の闘争激化を抑制ないし緩和し、改良主義を育成し、労働者階級の革命化を抑制するという二重の機能を果す⁽¹⁾」ものであるといわれていることをみてもそうであるし、教育政策の目的として、宗像誠也が、能力形成と価値観形成⁽²⁾と⁽³⁾いい、海老原治善は、労働能力の基礎陶冶と体制維持イデオロギーの形成⁽³⁾といっていることをみても明らかであろう。しからば、スポーツという固有の文化に対して資本は何を求めているのであろうか。いかなるかたちで資本の二側面の要求はあらわれているのであろうか。

第一の側面は、健康、体力、運動能力などといわれているものにかかわっている。つまり、労働力としての健康で強靱な身体と精神の育成にかかわっている。たとえば、政府のテコ入れで始められた「体力づくり国民運動」の出发点となった一九六四年十二月の閣議決定「国民の健康・体力増強対策について」の「趣旨」は、この点について明瞭に述べている。その全文は次のとおりである。

「国の繁栄のもとには、たくましい民族力にある。たくましい民族力を育成するには、すぐれた知性とならんで強じんな体力を培うことが肝要である。わが国の健康・体力は、年を追って改善の方向に向かっているが、諸外国の水準に比べると、なお立ちおくれが痛感される。国民のすべてが健康を樂しみ、ひいては、労働の生産性を高め、経済発展の原動力を培い、国際社会における日本の躍進の礎を築くため、健康の増進、体力の増強についての国民の自覚を高め、その積極的な実践を図る必要がある。よって、これに関する行政上の施策を整備充実し、強力に推進するもの

とする。」(傍点筆者)

この文章が語っていることを便宜上図式化すると、「国の繁栄」↓「民族力」↓「生産性の高揚」↓「労働力づくり」↓「体力づくり」の必要ということである。「体力づくり運動」といっても、実体は、いわゆるスポーツを積極的・合理的に行なおうということであり、スポーツ政策の目的の側面を象徴しているとみることができる。

第二の側面は、ナショナルリズム、郷土意識、根性、協調の精神、スポーツマンシップ、連帯感、生きがい、自己陶醉、などという、スポーツ固有の精神性、思想性にかかわるものである。たとえば、愛国心の高揚、ナショナルリズムの育成という課題をスポーツが担った典型として、一九六四年の東京オリンピックがある。独占資本の意思を代弁していると思われる『日経連タイムス』は、「五輪を機に、『日の丸』の掲揚を」という主張を掲げ、次のようにいった。「今日驚異的な経済成長をとげつつあるわが国は、政治、外交、経済、文化などあらゆる分野において国際的交流が行なわれている。これらの交流が盛んになればなるほど、国家ないし民族を強く意識し、自覚することは当然のことであり、これらの国家、民族を愛する各人の愛国心を端的に表象するものが国旗であることは論をまたない。

しかるに、最近の風潮は、国民のなかにおいて国旗にたいする考え方がまちまちであるため、国旗として『日の丸』の掲揚が戦前同様自由になつていながらもかかわらず、掲揚がなおざりにされていることは誠に残念なことである。これらの実情から国旗を掲揚する運動を推進するため、すでに二年前から『国旗掲揚推進協議会』が発足し、所期の目的達成に努力しつつあるが、さらにこれを産業界・経済界の分野から具体的に推進するために、世紀の祭典である東京オリンピックを契機として、国旗掲揚推進運動を全国的にもり上げることがまたない好機であろう」と。そ

して、オリンピック関係事業費、一兆八百億円、選手強化費、五年間で二十億六〇〇〇万円という膨大な国費が投入され、まさに「挙国的」な規模で遂行されたのである。⁶⁾

これら二つの側面からとらえられるスポーツ政策の目的は、一般的には、スポーツ現実の中に統一された姿で存在している。そして資本主義の発展段階（内在的な矛盾の盾）に応じて、その比重のおかれ方及び内容に与えられる意味が異っている。

日本におけるスポーツ政策の目的は、スポーツが一部エリート（特に学生中心）のものであったこと、及び、資本主義の発達の後進性を反映して、イデオロギー的側面に伝統的に深くかかわってきている。たとえば、戦前においては、そのねらいは、「思想善導」ということで徹底していた。時の文相鳩山一郎は端的に次のように語っている。「青年をして邪道に踏み入れしむる誘惑の手から引離す意味合からも、スポーツはそこに非常な道德性を持つものといえる。……青年は、その旺盛なる体力・知識慾をどこかに発散させようとして、無意識のうちにそのハケ口を求め合っている。国事多端の非常時に際して、ややもすると、有能な学生にして左翼的思想に浸み、転向してゆく者が少くない。僕は、スポーツの普及、スポーツマン・スピリットの浸潤が、左傾しやすい青年を、その本来の正しく健全なる思想に引戻すためにも、極めて有力かつ重要な機関であると信ずる⁷⁾」と。

ところで、日本の現段階、国家独占資本主義段階においてはどうかであろうか。近年のイデオロギー的側面について大まかにいえば、六〇年代の前半、東京オリンピックまでと、それ以後、特に七〇年代に入ってからでは、大きな変化が生れている。東京オリンピックまでは、ナショナルなシンボルに統合された国民意識の形成に政策目的の中心が

あつたが、六〇年代後半から七〇年代に入り、「高度経済成長」政策のもたらす矛盾も一層激化する中で、「福祉国家」論が体制の維持、存続のための国家イデオロギーとして登場し、その中で、スポーツは、「豊かさ」のシンボルとして、「生きがい」実現の場として、あるいはまた、崩壊に瀕している「コミュニティ再編強化」のテコとしての役割を担って登場してきている。たとえば、『新全国総合開発計画』（六九年五月閣議決定）では、「豊かさを旨として革新を続ける社会では、物質的な豊かさにままして、社会的、生活的な豊かさが求められ、個人に対しては自立の人間形成が要求されるとともに、社会的には広い連帯感が醸成されなければならない。同時に生活においては余暇時間が増大し、余暇が生活の重要な目標になる」と述べられ、また『経済社会基本計画』（七三年二月閣議決定）には「スポーツ活動は、増大する余暇を楽しみながら、人間本来の活動力を取り戻すという意味で現代生活の不可欠の要素である。このような観点から、子供から老人まですべての国民が日常生活圏の中で身近に、かつ手軽に利用できる運動広場、体育館、プール、子供の遊び場等のコミュニティ・スポーツ施設の整備を進める。同時にこのような日常生活圏におけるスポーツ活動が地域住民相互の接触を深め、新しい時代に合致したコミュニティ活動の場の形成に貢献することを期待する」と述べられた。

ここで注目すべきことは、現代の資本主義国家において、「福祉国家」論の展開は常に帝国主義的、軍国主義的復活の展開と表裏の関係にあるという点である。⁽¹⁰⁾ 帝国主義段階での政治的反動化は、他方において常にアメの政策を必要としているということである。たとえば西ドイツにおいては、周知のとおり、ゴールドン・プランが進行し、多数の国民が生活の中でスポーツを楽しむ条件が整備されつつあるが、丁度このゴールドン・プランの展開と裏腹のかた

ちで、共産党の解散、つづいて民主的諸団体の解散、小選挙区制の制定、憲法改正、再軍備の推進、徴兵制の断行、刑法における国家危殆罪（国家機密漏示罪など）の設定などが強行され、戦後の帝国主義的・軍国主義的復活の展開が着々となされていった点を見落してはならない。

又、日本においても、自民党政務調査会保健体育政策特別委員会が一九七一年八月、はじめて作成した「保健体育政策要綱」の「社会体育政策」の項では、国民のスポーツ振興にとって今日焦眉の問題となっている施設について、「施設の設置に対しては、国は毎年度防衛費一年分の五パーセントをくだらない国費を投ずるもの」と、いみじくも防衛費との相関の中で位置づけられている。国のスポーツ施設が増大するためには、防衛費が増大しなくてはならないというわけである。現代資本主義国家におけるスポーツ政策は、常に軍国主義化・帝国主義化の重たい鎖を引きずっているという事は、日本においても又例外ではなかったのである。

さて、スポーツ政策の目的は、生産を高めるに必要な「労働力としての体力」にかかわるものと、体制を維持・強化・発展させるためのイデオロギーにかかわるものであった。「労働力の育成」と「階級闘争の緩和」という二側面での目的は、実は、現代資本主義国家という同じ土台のもとでは、社会政策や教育政策をはじめ諸政策に貫かれているものであり、ただ、その現象形態が異なっているというべきであろう。そして、個々の政策は、その対象に応じて固有の位置を占め諸政策全体と関連しながら機能しているのである。すなわち、権力支配は、全体として有機的に関連しながらバランスをとりつつ、全面的・総合的に行なわれているわけであるから、スポーツ政策の目的も、諸政策との関連の中でとらえ分析していく必要がある。

- (1) 岸本英太郎『社会政策』一六六頁、ミネルヴァ書房。
- (2) 宗像誠也「教育と教育政策」『現代教育学』第三卷、二〇五頁、岩波書店。
- (3) 海老原治善『現代日本教育政策史』二六頁、三一書房。
- (4) 総理府青少年対策本部、大塚喬清『体力づくりハンドブック―指導者のための手引き―』参照。
- (5) 『日経連タイムス』一九六四年十月八日。
- (6) 歴史的な過程については、拙稿「戦後日本のスポーツ政策」『経済学研究 14』一橋大学研究年報、参照。
- (7) 鳩山一郎『スポーツを語る』昭和七年、七頁。三省堂。
- (8) 経済企画庁編『新全国総合開発計画』七頁。
- (9) 経済企画庁編『経済社会基本計画』五九頁。
- (10) 渡辺洋三はこの点について次のようにいっている。「保護と統制は表裏一体であり、国家による国民の保護は、国家による国民の統制へと転化する。福祉国家とは、このような経済的市民社会に対する、あるいは、国民の諸生活に対する国家の全面的介入と統制が確立される現代資本主義のもとでの特定の現象形態にはかならない」(『民主主義と憲法』八一頁)。

3 スポーツ政策の実現過程

政策は一般に行政を通じて実現される。スポーツ行政とは、権力の機関が中心となりスポーツ政策を実現する過程であった。ここでは、日本におけるスポーツ行政の特徴を明らかにしておく。

表1 スポーツ行政の関連省庁

総 理 府	青少年対策本部		体力づくり	
経済企画庁	国民生活局	国民生活課	地域スポーツ振興	
環 境 庁	自然保護局	管 理 課	}	
		計 画 課		野外活動等
		休養施設課		
文 部 省	初等中等教育局	初等教育課	}	
		中学校教育課		学校体育関連事項
		高等学校教育課		
	社会教育局	青少年教育課	学校開放，社会教育団体との関連	
	体 育 局	婦人教育課	婦人スポーツとの関連	
		体 育 課	学校体育，公営競技関係	
		スポーツ課	スポーツ窓口全般	
		学校保健課	安全対策	
		学校給食課	栄養等	
文 化 庁	文 化 部	文化普及課	}	
	長 官 官 房	国際文化課		国際スポーツ交流
	情報文化局	文化第二課		
外 務 省	公衆衛生局	企 画 課	}	
		栄 養 課		栄養・食生活改善等
	環境衛生局	環境衛生課		興業場法等
	医 務 局	総 務 課	健康づくり等	
	児童家庭局	企 画 課	}	
		育 成 課		児童福祉，女子スポーツ等
		母子衛生課		
社会保険庁	医療保険部	健康保険課	}	
	年金保険部	厚生年金保険課		スポーツ施設（とくに厚生年金選 元施設等）
		国民年金課		
農 林 省	農蚕園芸局	普及教育課	}	
		生活改善課		農村スポーツ
中小企業庁	長 官 官 房	総 務 課	}	
	指 導 部	組 織 課		スポーツ施設と中小企業等
運 輸 省	大臣官房	計 画 課	スポーツ施設	
郵 政 省	簡易保険局	管 理 課	スポーツ施設，ラジオ体操等	
労 働 省	労働基準局	福 祉 課	}	
		監 督 課		
		安 全 課		
		労働衛生課		スポーツ施設，勤労，青少年スポ ーツ
	婦人少年局	婦人労働課		
		年少労働課		
	職業訓練局	婦 人 課		
建 設 省	幼年局	訓練政策課	}	
		公園緑地課		スポーツ公園

出所：『体協時報』1974年6月号，p.4。

表2 昭和49年度主要体育・スポーツ関係予算総括調べ

(単位: 千円)

	48年度当初予算額			49年度予算額			比較増減額		
	直轄 a ₁	補助 a ₂	計 A	直轄 b ₁	補助 b ₂	計 B	b ₁ - a ₁	b ₂ - a ₂	B - A
総理府	14,399	315,461	329,860	13,254	297,739	310,993	△ 1,145	△ 17,722	△ 18,867
文部省	2,778,856	28,086,315	30,865,171	2,928,605	37,407,032	40,335,637	149,749	9,320,717	9,470,466
厚生省	6,000	1,646,129	1,652,129	—	2,043,479	2,043,479	△ 6,000	397,350	391,350
農林省	345,795	17,663,536	18,009,331	350,672	17,583,513	17,934,185	4,877	△ 80,023	△ 75,146
運輸省	6,085	1,044,349	1,050,434	5,238	465,000	470,238	△ 847	△ 579,349	△ 580,196
郵政省	4,039	446,073	470,112	10,818	601,511	612,329	6,779	135,438	142,217
労働省	4,588,263	308,500	4,896,763	6,763,417	337,000	7,100,417	2,175,154	28,500	2,203,654
建設省	1,879,100	20,918,100	22,797,200	2,301,000	25,416,000	27,717,000	421,900	4,497,900	4,910,800
環境庁	599,798	1,529,324	2,129,122	692,808	1,659,828	2,352,636	93,010	130,504	223,514
社 保 庁	6,707	—	6,707	6,237	—	6,237	△ 470	—	△ 470
自 治 省	—	20,000,000	20,000,000	—	20,000,000	20,000,000	—	—	—
合 計	10,229,042	91,977,787	102,206,829	13,072,049	105,811,102	118,883,151	2,843,007	13,833,315	16,676,322

出所:『体協時報』1974年6月号, p.5。

日本のスポーツ行政は、独特な姿をしている。すなわち、権力機関としては、文部省をはじめ、多くの省庁が関連して行っており（表一1、表一2）、権力機関ではないが、権力機関と密接な関係にある民間スポーツ団体として日本体育協会（体協）をはじめ諸団体があり、結果的には、これらの全体でスポーツ行政が司られている。

スポーツ行政における体協の占める位置は極めて大きい。それは、日本のスポーツの発展の中心的担い手が体協であったという歴史の実績から当然である。体協は、名目上は民間団体であるにもかかわらず、今日、多くの面でスポーツ行政の肩代りをし、権力の下請機関化している状況にある。組織的、人的、財政的にも、権力と癒着した関係がつくられてしまっているからである。

たとえば、文部省との組織的關係でいえば、体協は戦時中一九四二年に政府の外郭団体に組み込まれ活動してきたが、戦後、中央統制を排し、民間団体の自主性を尊重するというあの民主化の嵐の中で、体協（当時の名称は大日本体育会）は、「純粋な民間団体」として再出発した。この時点で、文部省との関係は払拭しきれていなかった。たとえば、学生スポーツをめぐる問題においてそれは顕著に現われていた。

戦時中、政府の外郭団体に組み込まれた時に文部省から体協（大日本体育会）に編入された学徒体育振興会は、戦後体協が「純粋の民間団体」として出発したにもかかわらず、文部省に移管されず、体協の学生部に編入され活動を続けた。文部省で司るべき学徒スポーツの問題が実質的には体協で司られることになっていた。また、一九五〇年五月、文部省をはじめ、体協、全国高等学校体育連盟、各大学体育研究会、日本学生野球協会スポーツ医事研究会、各種目別競技団体など全国の体育スポーツ関係団体の代表よりなり、学徒のスポーツ問題を審議する機関として発足した

「学徒スポーツ審議委員会」が体協の中に設けられた。この委員会は、一九五〇年十二月には、青少年の全国大会や防犯協会、読売新聞社共催の少年野球大会に対して好ましくないという通告を発したり、五二年には、四八年文部省から出された「対外競技基準」の精神を踏襲する「学徒スポーツ（対外競技）について」という文書を作成、全国関係団体に配布したりした。その後、ヘルシンキ・オリンピック大会に「対外競技基準」を無視して、水連が一中学生を参加させるといふ問題が起きたのを契機として、文部省は、体協内にある学徒体育審議会（寄付行為の改正に伴い名称変更）に「学徒スポーツ（対外試合）について」の審議の依頼を行なう。これにもとづいて文部省は、五四年四月、学校体育教育のとりでであった「学徒の対外競技基準」を改正している。

あるいは、最近の問題でいえば、青木専務理事私案としての体協改革案を、理事会をはじめとした体協の組織内で独自に討議する前に、文部省を通じて、自民党文教部会に提示しているなど、体協と権力機関との関係を如実にあらわしている。

人的な関係においても、戦後の再出発当初から深いつながりをもっていた。たとえば、文部省の体育局長が体協の常務理事である東俊郎であったり、文部省の当時の諮問機関である体育振興委員会には、東竜太郎会長はじめ、清瀬理事長、浅野、田畑両専務理事などが委員として委嘱されていた。

そして現在、会長の石井光次郎は、自民党元代議士、副会長、河野謙三は現参議院議員、田畑政治は五三年総選挙で自民党から出馬（落選）、そのほか、たとえば、理事のうち、三分の一を占める会長推せんのも『学識経験者』には、長谷川峻、小坂徳三郎、福永健司、地崎宇三郎、藤井丙午など自民党の政治家が名をつらねている。

財政的な関係においては、体協は社会教育団体とみなされ、社会教育法第十三条により、国庫補助をうけられないことになっていた。ところが、一九五七年、東京オリンピックを国家的行事として遂行したいという両者の願いが結合し、社会教育法が改正され、体協への国庫補助への道が開かれることになる。

参議院文教教育委員会における社会教育法改正案の提案理由の説明で、「全国的及び国際的な運動競技に関する事業を行うことを主たる目的とする社会教育関係団体、たとえば、日本体育協会のように……その事業が全国的であるばかりでなく、国際的性格のものであるので、政府は国家的見地からその事業の助成をはかる必要がある」と述べられ(2)たように、体協の事業が、国家的事業であると認められるから、国が助成をはかるというわけであるが、このことは、体協を社会教育団体、つまり、純粹の民間団体とはみなさず、国の行政機関の延長線上に位置づけたことを意味していた。というのは、憲法八九条は「公金その他の財産は、宗教上の組織、若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、または、公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない」(傍点筆者)と規定していたからである。つまり体協の事業は、公の支配に属する事業であると認定したことを意味していると解することができるからである。尚、体協への国庫補助を突破口として、五九年には大改正が行なわれ、十三条の「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対して、補助金を与えてはならない」という条項は削除された。

※ この問題については、憲法八九条との関係をどう解釈するかで二通りの考え方が成り立つ。

たとえば、星野安三郎は、明らかに憲法八九条違反であると述べ、戦後補助金の支出が禁止されるようになった理由から説明

する。すなわち、「補助金は、国民や地方住民の税金であるから、それが国民のために使われるようにするために、それを支出する国や公共団体が、人事や予算の使い方について、統制監督せねばならなくなる。無責任な補助金の支出は許されないからである。だとするならば、補助金を出せば、社会教育関係団体の事業を監督・統制せねばならなくなり、その自主性をそこなうことになる。したがって、自主性を尊重するには、補助金の支出を禁止することになるわけである。」(『戦後日本の教育と憲法』下、七〇頁、新評論社)。

兼子仁は、八九条と二六条との間にある「憲法上の困った矛盾」であるとして、憲法二六条からすれば「自由な私学教育や社会教育を振興していくために十分な国庫補助をするという筋が当然出てくる。」ところが八九条が「強いブレーキ」になっているとして、次のようにいう。「八九条が教育補助に気乗り薄なのは、主に国民の自主的活動にあまり国庫補助することは公金の濫費になると考えているからだ、その心配はこんにちの公教育活動についてはあまりあてはまらないのだ。だから、財政条項を優位させずに、教育人権条項からの要請をいかすべきであろう。教育補助をもらうことをうしろめたいと感じなければならぬいようではおかしい。」(『国民の教育権』一三三頁、岩波新書)と、私学の窮迫した現実状況から問題をとらえようとしている。スポーツ団体たとえば、体協への国庫補助問題をどのように考えるかは、今後のスポーツの発展に大きな影響を与えるであろう。国民のスポーツ要求の増大にともない、スポーツの具体的現実は大きく変容してきているからである。国際的にもそのことはいえる。たとえば英国の場合は、七二年四月、スポーツ振興発展の唯一の組織・身体レクリエーション中央協議会(CCPR)は政府との関係を深めたスポーツ評議会(SC)に発展解消した。そのことによって国の補助は大巾に増加したという。SC設立綱領には「スポーツと身体的レクリエーションに関することは政府機関に所属するもの」とうたわれており、行政とのつながりも文部省から環境省へ移行したという。(『朝日新聞』七三年十一月三日付)。

日本のスポーツの発展も新たな段階に入ったと思う。私は、体協が、兼子説(財政条項よりも教育人権条項を優位とする)。

にもとづき、もっと多くの国庫補助を要求すべきであると考える。

当然の権利として補助金を獲得することは、国民スポーツの発展に責任をもった民主的な組織と運営の体制を確立していく物質的前提であらう。

国レベルでの体協と行政機関との癒着した関係は、後述するように、地方レベルでは一層顕著になる。こうした体協のあり方は、体協の自主性・主体性の喪失と不可分であり、国民スポーツの発展を遅らせ、益々国民の現実から遊離したものとならざるをえない。他方、体協のこうした曖昧な存在は、スポーツ行政全体の無責任体制を隠蔽することにもなっているのである。スポーツ団体と行政機関との、現実には正しい関係が追求され確立されていかねばならないであらう。

スポーツ政策実現過程で、七〇年代に入って、いまひとつ特徴的なことは、独占資本自らが、スポーツを資本の対象として、直接実現過程に大々的に乗り出してきたことである。全国的にレジャー産業の興隆はめざましく、新しい企業として進出してきている⁽³⁾。

他方、一九六九年五月には、『新全国総合開発計画』の中で、計画の主要課題の一つとして「観光レクリエーションの主要課題」というタイトルが始めて掲げられ、「自然観光レクリエーション基地の整備および大規模海洋性レクリエーション基地の建設」の詳細が述べられた。七三年二月には、『新経済社会基本計画』の中で、「自由時間の充実」「コミュニティ・スポーツの振興」「余暇環境の整備」が掲げられ、これに呼応して、通商産業省からは、七三年二月『わが国余暇の現状と余暇時代への展望』が出され、同年六月経済企画庁からは『余暇社会への構図―余暇政策

の今後のあり方』が出されるなど、脚光が、余暇とその中で行なわれるスポーツに向けられてきている。

このことは、いいかえれば、これまでのスポーツ行政が文部省—体協ラインで主に行なわれてきたのが、今日では、スポーツは、その枠を乗り越えて、経済・社会政策の一環に位置づけ展開されはじめたことを意味している。スポーツ行政が各省庁にまたがっているという現象が顕著に現われてきた必然性がここにもあるといえる。

ところで、ゆがみと貧困の中にある日本のスポーツ行政の現実をつき動かし改変させていく社会的政治的諸力は一体何であろうか。このことこそ、実現過程にかかわる問題として論究されていかねばならないであろう。

行政の主体である国家権力は常に行政の対象としての国民の存在を不可欠としている。スポーツ行政の展開は、それに対する国民の対応との統一の中でのみその全体像の把握が可能となる。つまり、スポーツ行政の展開に対して、国民がどういう対応をしたか、その中でどういう矛盾が出されたか、その矛盾の種類・内容・質は如何なるものであるのか、それがどういう過程を経て行政へはね返っていくのか、といった諸力の動態と構造の分析とその理論化が求められているといえる。

(1) 『朝日新聞』一九七四年五月十八日付。

(2) 参議院文教委員会会議録、一九五七年四月二五、六日。

(3) 従来、設備投資の一位は電力、二位は鉄鋼という順序であったが、七二年度は、レジャー産業の投資総額が一兆一千四百十五億円（土地を含む）となり、電力の一兆一千七百十三億円をわずかに下まわり二位に達している。そして、スポーツ観覧施設など全国約一万七千六百の事業所の七二年度中の売上高は九千百三十三億円にのぼり、七〇年度に比べ約二

主要アスレチッククラブ

名 称	所 在 地	入 会 金 (円)	会 費 (円)
東京アスレチック・クラブ	中野区中野 2—14—16	個人 15 万 法人 50 万	年間 4 千 500
クラブハッチ体育センター アスレチッククラブ VIVI	港区麻布狸穴 4 港区六本木 5—5—1	個人 4 万 個人 100 万 家族 30 万	
スポーティングクラブメッセ	江東区清澄町 1—5—1	個人 1 万 法人 10 万	年間 4 万
太陽教育スポーツセンター	目黒区東ヶ丘 2—14	一般 1 万 特別 5 万	月間 2 千 500 月間 3 千 500
新坂 40 ヘルスクラブ	港区赤坂 3—10—24	男 5 万 女 3 万	月間 3 千 月間 4 千
新宿ヘルスジム	新宿区新宿 3—12—11	個人 1 万	月間 3 千
東急体操教室	目黒区玉川 1—15—1	個人 1 千 特別 5 千	月間 3 千 月間 3 千
スリーポンド健康クラブ	八王子市狭間町 1456	個人 30 万 法人 10 万	年間 30 万
東レ・シャンピア	名古屋市昭和区白金 3—6	特別 30 万	月間 1 万
船場スポーツプラザ	大阪市東区船場中央 1—2	個人 3 万	年間 3 万
セルシー	大阪府豊中市新千里東町 1	法人 30 万	年間 30 万
岡山スポーツ会館	岡山市絵国町 1—50	個人 2 万 法人 10 万	年間 1 千 年間 5 千
池袋スイムプラザ	広島市大平町 3—3—27	個人 15 万 法人 50 万	年間 5 千 年間 3 万

倍の伸び方。七三年度は、九千五百四十五億円と一兆円にあと一步と迫ったという。(通産省『レジャー産業調査報告』一九七四年六月)

また、総合スポーツセンター、つまり、アスレチック・クラブ経営への資本投下は年々増大する一方で、たとえば、名古屋の東レ・シャンピア(七二年六月開場)が十億円、東京D.O.スポーツプラザ(七二年十二月開場)が二十四億円という巨額であり、東レ、大昭和、住友商事などの大企業の進出が特色であるという。また、全国で二〇カ所、人口も三〇万人に達するという。(『スポニチ環状線』七三年十月十日付)。

4 スポーツ政策と国民のスポーツ要求

スポーツ政策が生み出される根拠は、基本的には、資本の要求(経済的契機)と労働者階級の要求・階級闘争(社会的契機)との統一の中に求めることができる。つまり、スポーツ政策を実現しようとするなら、国民のスポーツ要求にある程度かなっていないなければならず、広範な国民の支持を得なければならぬ。その意味で、国民の要求を的確に把握することは政策主体である国家・独占資本にとっても極めて重要なこととなってきている。たとえば、七〇年五月閣議決定された『新経済社会発展計画』では、「激しい変化が予想される一九七〇年代」に対処するために、「つねに国民が新たに欲求するものを先見し、事前にその準備をすることが必要」であると経済計画策定の基本的かまえを述べている。

国民の要求を的確に把握するということが、政策主体である国家・独占資本にとって重要であるということは、政

策対象である国民にとっても重要であるということにほかならない。従って、国民のスポーツ要求の眞の充足をめざすわれわれにとって、国民のスポーツ要求そのものをまず明確にとらえておく必要がある。

われわれは、日々の生活の中で、おいしいものをたべたい、飲みたいたい、広い家に住みたい、良い本を読みたい、美しい音楽を聴きたい、スポーツを楽しむたい等々数限りない要求をもつ。これらは、空腹、渴き、家の狭さ等々といった物質的な不足・欠如の意識における個人的な反映である。この意識への反映は常に正確になされているわけではない。ゆがんで反映したり、場合によっては、反映しなかったりする⁽¹⁾。人間の意識に反映したものだけを要求の対象としてとらえるとするれば、ゆがんだ意識における反映を要求の実体としてとらえたり、意識に反映しない部分をとらえることができなくなる。従って、われわれが国民のスポーツ要求の充足を問題とする場合、意識されようがされまいが、客観的に実在している人間が生きるに必要ないやおうなしの要求であり、必要性を⁽²⁾全て対象としてとらえなければならぬわけである。

客観的に実在する不足・欠如の充足という問題は、社会的・文化的水準に規定されており、基本的には、労働による社会的生産諸力の程度によって規定されている。そして、充足の過程が新たな要求の産出の過程でもある。従って、人間が生きるに必要な諸要求は、社会的生産諸力と弁証法的な関係の中でたえず発展しているのである。つまり、要求の充足は、その反面においてたえず必要を生んでいるという「客体↓主体」方向と「主体↓客体」方向との両契機・両側面をあわせもちながら発展しているのである。そういうダイナミックな実体を「要求」ととらえるのである。要求をこのようにとらえることは、国民のスポーツ要求の充足を問題とする上で決定的に重要なこととなっている。

というのは、ブルジョア・スポーツ理念の基本的性格は、いうまでもなく、スポーツを「個人の私的な遊び」である
とみなす点にある。「個人の私的な遊び」であるということは、スポーツをしたいと思う者だけが、そういう欲望
(Begierde)をもった者だけが、個人的に、私事として行なえばよいというわけである。従って、スポーツ要求(Begier-
durftis)をこのような欲望(Begierde)と同一視するならば、欲望をもたない者は、はじめからスポーツの対象の外にお
かれてしまうのである。つまり、欲望をもった者の要求だけが充足されればよいということになる。だからこそ、近
代スポーツが金と暇のある少数の者の独占物であったという社会的性格(アマチュアリズムに象徴される)と何ら矛盾し
ていなかったのである。

国民のスポーツ要求を、人間が現代、生きるに必要がもろもろの要求のひとつとして、意識から独立した客観的実
在としてとらえるなら、スポーツをすることができない者、スポーツはしたくないという者も含めて、現代日本とい
う歴史的・社会的現実の中に生きる全ての国民の客観的な実在としての、スポーツ要求の充足が必然的に問題となつて
くるのである。

その意味で、「スポーツ要求」は、国民スポーツを展望する上で最も基礎的なカテゴリーとしておさえることがで
きる。

そもそも、要求の充足ということを何故問題としなければならないのであろうか。

要求とは、人間が生きるに必要なもろもろの事物ないし事柄であった。人間が生きるということ、つまり、人間の
歴史的行為は何かということについては、どうしても『ドイツ・イデオロギー』にたちかえてみなくてはならない

であろう。そこでは次のようにいう。「あらゆる歴史の第一の前提、すなわち人間たちは『歴史をつくり』うるために生きることができねばならないという前提を確認することから始めねばならない。ところで、生きるためにはなにはさておき、飲、食、住、衣その他、若干のことがなくてはかなわない。したがって最初の歴史的行為はこれらの必要の充足 (Befriedigung dieser Bedürfnisse) のための諸手段の産出、物質的生活そのものの生産であり、しかもこれは、今日もなお、何千年前と同じように人間たちをただ生かしておくだけのために日々刻々果たされねばならぬ一つの歴史的行為でありあらゆる歴史の一つの根本条件である。…第二は、充たされた第一の必要そのもの、充足の行動およびすでに獲得された充足のための用具が新しい諸必要を生み出すということであって——そして新しい諸必要のこの産出は最初の歴史的行為である」と。⁽³⁾ここに明らかにされているように、生産労働を通じて新しい諸必要の出、その充足の発展という営みこそが、最も人間的な営みであるといえる。スポーツ要求を充足するということもその例外ではない。スポーツ要求は、現代日本の国民にとって決してせいたくな要求ではない。マルクスが「飢えは飢えだ。しかし、なま肉を手づかみで食べる飢えと、あぶった肉をフォークで食べる飢えとはちがうのだ」といっているように、⁽⁴⁾「飢え」、つまり要求自体、歴史的・社会的諸条件によって変化してきているのである。スポーツ要求は、現代という時代において、「人間が人間らしく生きたい」という飢え⁽⁴⁾要求の美味として立ち現われてきているのである。

さて、最後に、スポーツ要求における意識の問題を検討しておこう。

既に述べてきたように、要求と充足とは弁証法的に発展している。そしてこの発展の程度は、生産諸力の高さ、社

会の発展の程度に規定されている。

そこで、日本の現段階、国家独占資本主義段階においてであるが、一方では、GNP資本主義諸国中第二位という事実象徴される生産力の高まりがあり、他方では、いちいち例をあげるまでもなく、国民生活における生命健康、よろこびと明るさを剥奪するような事態が急速に進行している。つまり、人間的な価値否定状況が深化している。こうした状況が、スポーツという文化の国民に対してもたらず価値に対する要求を高め、他方では、施設をはじめとした諸条件整備の遅れが、矛盾を益々拡大してきているのである。この矛盾の解決への展望こそ今日の課題として求められているということができる。

要求の充足される過程は、ただ柿の実が熟して自然に地に落ちてくるといった過程ではない。それはいわば、要求をめぐる階級闘争として現出しているのである。エンゲルスが「われわれは肉と血と脳髓ごとごとく自然のただ中にあるのだということ、そして自然にたいするわれわれの支配はすべて、他のあらゆる被造物にもましてわれわれが自然の法則を認識し、それらの法則を正しく適用しようという点にある」と述べているように、法則を認識する人間主体の意識の問題が重要なかわりをもってくるのである。つまり、国民にとっては、要求の意識化への努力となつて結晶してこざるをえない。客観的実在としての要求を、自覚的・積極的に意識化し、理論化し、その充足さるべき必然性を自らのものとして明らかにしていったとき、要求は充足への主体的運動となつて展開しはじめる。要求自体このような運動への契機を内包しているのである。

要求の意識化といった場合、それは、「スポーツをすることは国民の権利である」という、いわゆるスポーツ権の

意識にはかならない。したがって、スポーツ権の内実を如何に理論的に構築していくかということが、運動を發展させていく基本的な推進力となっているといわなければならぬ。

(1) たとえば、モルヒネ中毒患者のモルヒネを求める強烈な「要求」は、彼が生きていること、の不足・欠如の反映ではない。あるいは、スポーツを全くしたことのない者は、スポーツのよるこびを知らないであろう。知らないのに、スポーツをやりたいという主観的な意識は生じないであろう。

(2) 藤野渉は、要求と欲望を区別して次のようにいう。すなわち「人間が生きるに必要なものもろものがらは、意識されようとされまいと、いやおうなしの、うむをいわせぬ諸必要として、その意味では意識に依存しない意識から独立な、客観的な実在である。こうした客観的に実在している不足・欠如を充たす必要にもとづく人間の要求がまさに *Bedürfnis* であって、この要求も意識されようがされまいと客観的に実在する。そして、こうした *Bedürfnis* が主観的に意識されたものが欲望 (*Begehre*) である。欲望は、意識から独立に客観的に実在する (主体||人間の) 必要・要求の意識における反映である」(「マルクス主義哲学と価値の問題」『講座マルクス主義哲学』第一巻、一七七頁、青木書店)。

(3) マルクス・エンゲルス「ドイツ・イデオロギー」『マルクス・エンゲルス全集』第三巻、二三〇四頁。大月書店。

(4) 古在由重・島田豊「ヒューマニズムと現代」『現代と思想』No. 17。参照。

(5) エンゲルス「自然の弁証法」『マルクス・エンゲルス全集』第二〇巻、四二九頁。大月書店。

第二章 現代日本スポーツ政策批判

はじめに

日本のスポーツ政策の実現過程における特質は、その多くの部分に、体協がかかわっているという点である。体協は、日本のスポーツ政策を実現する上で、全てではないが、不可欠の、重要な構成部分をなしているといえる。そこで、ここでは、現代日本のスポーツ政策を説明していく第一歩として、体協をまず分析の対象とする。

体協は、一九六九年頃から「国民総スポーツ」⁽¹⁾という理念を掲げ、従来の「競技力の向上」と並べて体協の二大事業の一つに位置づけた。七一年には、この理念を実現するための改構革機も行ない、七三年には、「国民総スポーツ振興三ヶ年計画」を策定し、「運動」として推進しはじめた。

「国民総スポーツ」運動の分析は、今日の体協のあり方を明らかにするものであると同時に、現代日本のスポーツ政策の核心の解明に通じていくものと考ええる。

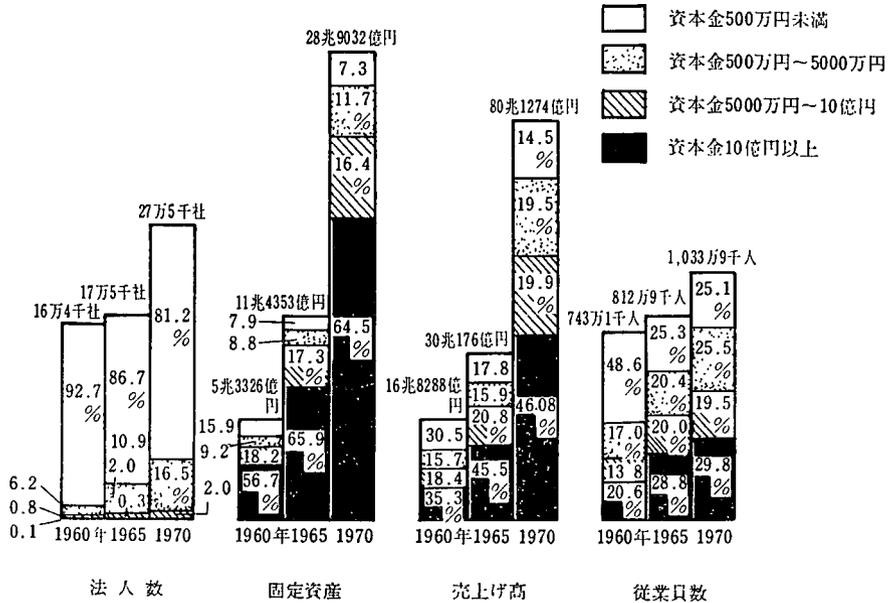
(1) 「国民総スポーツ」といういい方のほかに「一億総スポーツ」とか、「国民総体育」「国民皆スポーツ」などがあるが主旨は同じであるので本稿では「国民総スポーツ」に統一する。

1 「国民総スポーツ」運動の意義

① 国民のスポーツ要求の物質的基盤

スポーツ政策論研究序説

表 3 独占資本の高度蓄積
表 3-1 巨大企業の集積・集中の進行



出所:『法人企業統計年報』(『経済』, 1973年5月号より)。

表 3—2 上位 100 社 (資本金規模別) の産業別支配

(1971 年度)

産業	上位 100 社の資本金額とその全体の中での比率										資本金 総額 (100万円)	上位 100 社企業	
	10	20	30	40	50	60	70	80	90	%			
産業全体	3兆7964億円										11,933,339		3
漁業水産養殖業	150億円										41,698	大洋漁業	1
鉱業	250億円										171,335	アラビア石油	1
建設業	809億円										644,334	大成建設, 鹿島建設等	4
製造業	2兆2257億円										6,072,049		0
食品	288億円										411,102	麒麟麦酒	1
繊維	795億円										315,718	東洋紡績, ユニチカ等	3
化学・石油	3847億円										975,948	東レ, 住友化学, 昭和電工等	11
窯業	608億円										283,837	旭硝子, 小野田セメント等	1
鉄鋼	6376億円										861,180	新日鉄, 日本鋼管等	1
非鉄金属	1240億円										235,081	日本鉱業, 三菱金属等	1
一般機械	240億円										435,801	小松製作所	1
電気機器	4520億円										764,667	日立, 東芝, 三菱電機, 松下等	9
輸送用機器	4657億円										691,819	日産, 三菱重工, 川崎重工, 石川島播磨等	14
卸・小売業	1715億円										1,837,164	三菱商事, 三井物産等	1
不動産業	351億円										483,578	三菱地所	1
運輸	1130億円										260,077	日本郵船, 大阪商船, 三井船舶等	5
水陸	1722億円										713,079	近畿日本鉄道, 東急, 東武等	9
電気	8639億円										947,294	東京電力, 関西電力等	9
ガス	945億円										124,963	東京瓦斯, 大阪瓦斯	2

出所: 『法人企業統計年報』(1971 年度), 『アレジデント』ほか。(『経済』1973 年 5 月号より)。

体協が今日「国民総スポーツ」運動を提唱せざるをえない根拠は、何よりも、国民のスポーツ要求の増大である。そこでも、増大せる国民のスポーツ要求の物質的・客観的基盤を明らかにしなくてはならない。

一九六〇年代後半から七〇年代にかけて、日本の経済・社会構造は、戦後史を画するような大きな転換をしている。いうまでもなく「高度経済成長」政策の推進によってもたらされたものである。現在強行されている「日本列島改造計画」は、一九八五年に国民総生産を三〇四兆円にするという、これまでの「新全国総合開発計画」の一・五倍も上まわる「高度成長」の目標をかかげている。

「高度経済成長」政策は、第一に、表³⁻¹、表³⁻²に見るように、独占資本の高蓄積をもたらした反面、階級・階層構成を変化させた(表⁴)。まず、全体を通して見ると、自営業者と労働者階級の比率は一九六〇年に逆転し、とくに農漁民の急速な分解のなかで、一九七〇年にはついに実数で一〇〇〇万を割り、比率でも二〇パーセントを割ってしまったのたいして労働者階級は同じ年の実数で三〇〇〇万をこえ、比率でも六〇パーセントをこえるところまで増加した。労働者階級の中で特に増加しているのは「所謂サラリーマン層」である。これには「専門的技術的職業従事者」と「事務従事者」とが入っているように、一定の科学的知識水準が要求されている。いわゆる精神的労働の割合が増加している。しかも、増大した精神労働者の窮乏化が進行している。知的水準が高くなれば、一般に、文化に対する要求水準も高くなる。したがって、精神労働者の増大は、国民の文化要求としてのスポーツ要求をもった勢力の増大を意味しているわけである。一方、精神労働者の窮乏化の進行は、要求と充足との矛盾を益々拡大している。第二に、労働の質を変化させた。科学技術の進歩、技術革新とその資本主義的充用にとまなう急激な労働過程の変

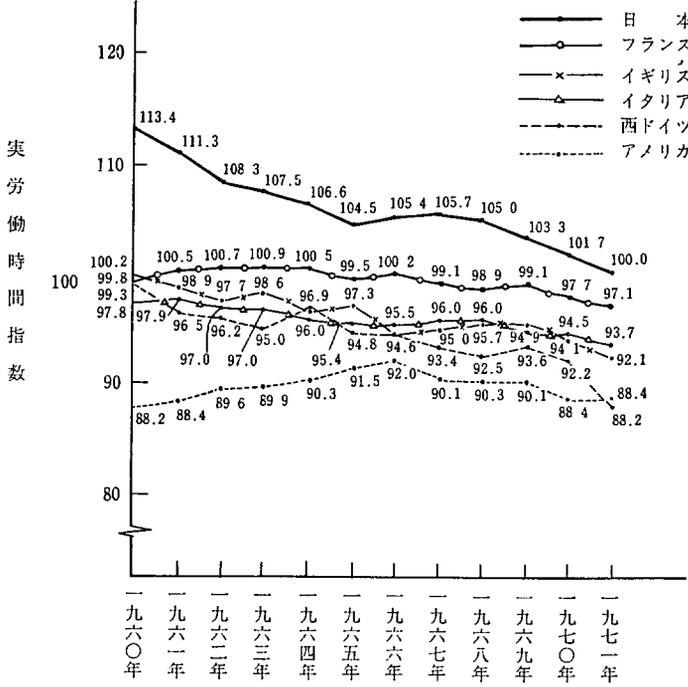
表 4 戦後日本の階級構成の推移（全国）

	資本家階級								軍人 警察	自営業者層					
	法人			個人						計	農漁民	商工自 営業者	開業医 等独立 専門職 業者		
	計	大資本 (資本金1億 円以上)	中小零 細資本	計	法人役員	うち 大企業役員 (資本金1億 円以上)	個人 企業主	管理的 公務員							
1950年	—	—	—	681 1.9	420 1.2	—	144 0.4	117 0.3	183 0.5	21,403 58.9	16,189 44.6	4,852 13.4	362 1.0		
1955年	—	—	—	807 2.0	630 1.6	—	73 0.2	104 0.3	278 0.7	21,251 53.2	15,046 37.7	5,847 14.7	357 0.9		
1960年	506,721	2,141	504,580	1,183 2.7	991 2.3	23 0.05	97 0.2	95 0.2	329 0.7	20,100 45.7	13,486 30.6	6,189 14.1	425 1.0		
1965年	592,724	4,458	588,266	1,756 3.6	1,629 3.4	23 0.04	15 0.03	112 0.2	394 0.8	18,501 38.3	11,097 23.0	6,812 14.1	592 1.2		
1970年	874,692	7,201	867,491	2,062 3.9	1,901 3.6	61 0.1	50 0.1	111 0.2	428 0.8	17,750 33.5	9,613 18.2	7,564 14.3	542 1.0		
	労働者階級														
	計	所謂サラリーマン層			生産的労働者			不生産的労働者			完全 失業者	大企業 労働者 (従業員規模 300人以上 雇用者)	公務 労働者	中小零細 企業労働 者その他 労働者	合計 (労働力 人口)
小計		専門的技 術的職業 従事者	事務従 事者	小計	農林漁業 従事者	鉱工業 運輸通 信従事者	小計	販売 従事者	サービ ス職業 従事者						
1950年	14,041 38.7	4,335 11.9	1,337 3.7	2,998 8.3	7,267 20.0	852 2.3	6,415 17.7	1,706 4.7	728 2.0	978 2.7	734 2.0	—	2,970 8.2	—	36,309 100.0
1955年	17,572 44.0	4,977 12.5	1,634 4.0	3,343 8.4	8,956 22.4	798 2.0	8,158 20.4	2,886 7.2	1,409 3.5	1,477 3.7	754 2.0	—	3,045 7.6	—	39,908 100.0
1960年	22,397 50.8	6,237 14.2	1,779 4.0	4,458 10.1	12,253 27.8	765 17.3	11,488 26.1	3,589 8.0	1,790 4.1	1,799 4.0	318 0.7	3,995 9.0	3,387 7.7	14,957 34.0	44,009 100.0
1965年	27,644 57.2	8,225 17.0	2,240 4.6	5,985 12.4	14,089 29.2	576 1.2	13,513 28.0	4,760 9.9	2,558 5.3	2,202 4.6	665 1.4	4,868 10.1	4,048 8.4	18,823 40.0	48,294 100.0
1970年	32,708 61.8	9,928 18.8	2,911 5.5	7,017 13.3	15,687 29.6	442 0.8	15,245 28.8	5,807 11.0	3,378 6.4	2,429 4.6	1,160 2.2	5,731 10.8	4,802 9.1	22,175 41.9	52,947 100.0

注：単位千人ただし法人は会社数，下段構成比

出所：『国勢調査』『法人企業統計』『事業所統計』等より作成。『経済』1973年5月号より。

表 5



備考：労働省推計値による実労働時間国際比較 1971年日本の実労働時間を100とした。
 出所：通商産業省余暇開発産業室編『わが国余暇の現状と余暇時代への展望』p.19。

化である。すなわち、合理化にともなう機械の自動化・連続化・高速化・大型化などは、労働者に対し、極度の精神的疲労、局部的身体疲労、単調感、疎外感をもたらし、この慢性化が、労働災害、職業病、精神病を増加させている。

他方、労働時間は、ヨーロッパ諸国と比べると、最も急激に減少し(問題はむしろ長かったことにある)。(表5)、日本でもやっと週休二日制が叫ばれるようになってきた。労働時間の短縮

表 6-1 (有職者平均 年間当り)

年 次	生活必要時間	拘 束 時 間	余 暇 時 間
1960 年	3,476.0 時間	3,778.2 時間	1,870.8 時間
1965	3,541.2	3,589.9	2,208.5
1970	3,819.7	3,329.4	2,236.8

備考：(1) NHK「国民生活時間調査」有職者平均による。

表 6-2 月当り (単位：時間)

		年次					
		1960	1961	1962	1963	1964	1965
規模30人 以 上	総実労働時間	202.7	201.0	197.8	196.6	195.7	192.9
	所定外労働時間	—	—	18.8	18.4	18.6	16.5
	出勤日数	24.2	23.9	23.9	23.8	23.8	23.6
規模5人 以 上	総実労働時間	212.0	209.5	200.5	199.0	197.9	195.2
	出勤日数	25.0	24.8	24.2	24.1	24.0	23.2
		年次					
		1966	1967	1968	1969	1970	1971
規模30人 以 上	総実労働時間	193.2	193.0	192.7	190.0	187.7	185.7
	所定外労働時間	17.4	18.6	18.6	18.6	17.8	15.8
	出勤日数	23.5	23.5	23.4	23.1	22.9	22.9
規模5人 以 上	総実労働時間	195.3	194.8	194.9	191.9	190.0	187.9
	出勤日数	23.9	23.8	23.5	23.5	23.3	23.3

備考：労働省「毎月勤労統計調査報告書」による。

通商産業省余暇開発産業室編、『わか国余暇の現状と余暇時代への展望』p. 16。

につれて、当然のこととして、余暇時間が増大することになる。(表6-1、表6-2)したがってわずかずではあるが増大してきた余暇時間をどのように過すが重大な関心となってくるのである。

第三に、「高度経済成長」政策の強行は公害を日本全土にまきちらし、⁽²⁾農民の切り捨て、都市への流入は、過密・過疎という現象をもたらし、住宅、教育、交通、ゴミ等といった都市化にともなう諸問題を出現させ、更に、資本にものをいわせた地域の乱開発は、労働と生活の場である地域を「資本の立地・棲息地」⁽³⁾に変えようとしている。このような生活環境破壊状況の進行は、働く国民の生命・健康破壊状況を益々深刻なもの⁽⁴⁾にしている。その阻止と回復のため

の要求は、極めて根強いものがあるのは当然であろう。

第四に、こうした国民生活の破壊状況と表裏の関係の中でもたらされている生活要求・意識・思想の変化、人間らしい豊かな生活を送りたいという生活要求の高まりである。自らの生活は、国民自らで守りかちとっていかねばならないと同時に、健康で文化的な生活を送っていくことは、国民に保障されている権利なのだというように、憲法や教育基本法に支えられた権利意識が、民主主義的な諸運動の発展とともに国民の中に浸透し始めている。いいかえれば、戦後の民主主義思想の拡大・深化が急速に進行しはじめているという状況である。民主主義運動の結実した一つの姿として、たとえば、国民の教育権思想を打ち立てた杉本判決にその典型を見ることが出来る。こうした生活意識・思想状況の変化の中で、健康で文化的な生活を送る上で必要なことが、いやおうなしの、うむをいわせぬ生活上の要求として増大し、その充足が当然の権利としてとらえられていく。

そして最後に、こうした国民意識や、六四年の東京オリンピックを契機としたスポーツに対する関心の高まりに支えられて、後述する国民の自主的・民主的スポーツ運動の進展となって現われてくる。一九六五年、働く国民を中心とした新たなスポーツの全国組織として「新日本体育連盟」が結成され、急速な発展を見ているのは、国民のスポーツ要求充足のための一つの帰結であった。

② 国家・独占資本のスポーツに対する関心、要求の高まりとそのねらい。

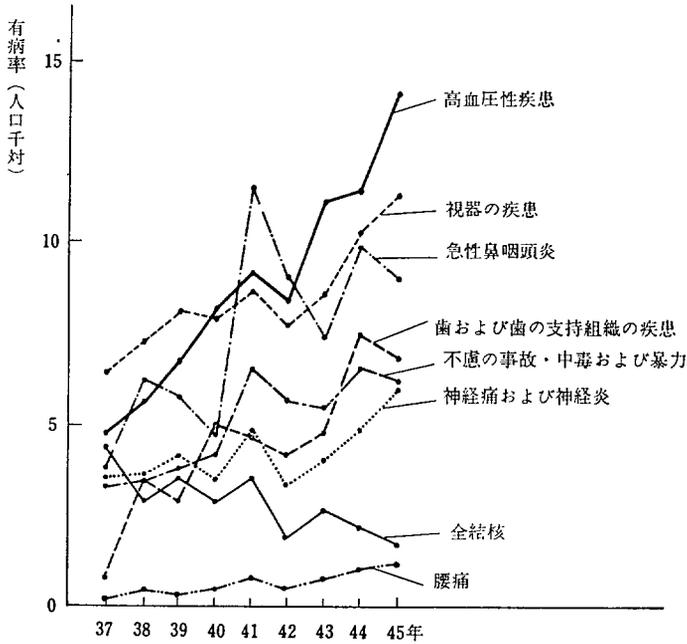
体協が今日「国民総スポーツ」運動を提唱せざるをえない第二の根拠は、権力の側からのスポーツに対する関心、

要求の高まりである。たとえば、一九六九年の「新全国総合開発計画」、七〇年の「新経済社会発展計画」などに見られるスポーツ・レクリエーション施設計画、余暇利用計画。七一年六月には、保健体育審議会答申中間報告「体育・スポーツの普及振興に関する基本方針について」。同年八月、自民党政務調査会、保健体育政策特別委員会によるはじめての「保健体育政策要綱」の発表。そして七二年八月、文部省から「社会体育施設整備緊急五ヶ年計画」の発表。七三年、文部省から「体育・スポーツ施設整備七ヶ年計画」の発表。七三年二月、経済企画庁から「経済社会基本計画」での「コミュニティ・スポーツの振興」計画の発表。七四年五月には、同庁から「コミュニティ・スポーツ施設整備調査報告書」の発表等であり、これらの施策の発表は、少くとも、権力の側からの関心、要求の高まりを意味している。これは何に根ざしているのだろうか。

既に、第一章、2で述べたように、スポーツ政策の主体である権力がスポーツに何を求めるかということとは、資本主義という経済社会の内在的な矛盾から導かれるものであり、資本の要求がスポーツに個別具体化されて表現されたものであった。あえて整理すれば、第一には、労働力の基礎としての健康と体力確保という側面であり、第二に、階級闘争緩和のためのイデオロギー形成という側面であった。

第一の労働力の基礎としての健康と体力の問題は、独占資本にとっても、国民にとっても、労働災害、職業病有病率の増加、などといったかたちで(表7-1、表7-2)、深刻な問題として現われている⁽⁶⁾。一九六〇年代にはじまった「高度経済成長」政策、その下での「人的能力開発」政策は、独占資本にとっても、有用な能力だけを一面的に発達させ固定化するため、科学・技術の加速度的進歩に主体的に立ち遅れるという矛盾をもち、それが六〇年代後半

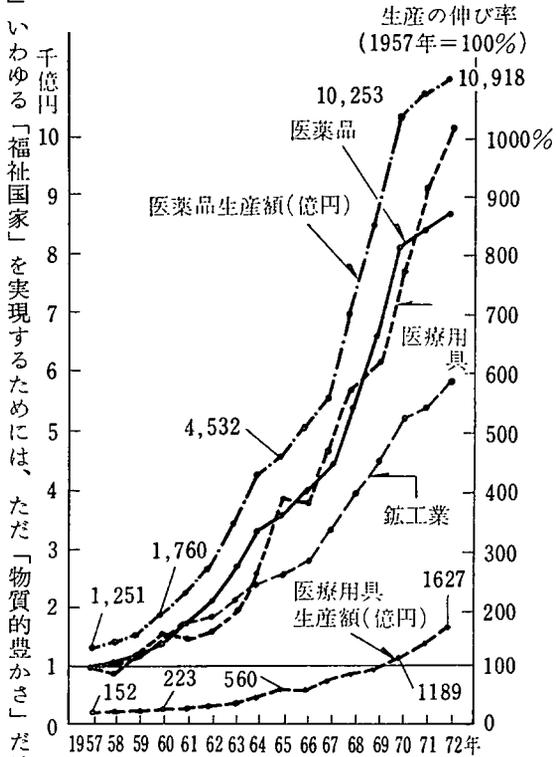
表 7-1 特定疾患の有病率の年次推移



備考：厚生省「国民健康調査」による。なお、41年については、同「生活総合調査」による。
 —：経済企画庁『国民生活白書』172. p.117.

から、必要労働力の不足というかたちで鋭く現われてくる。そしてこの矛盾を解決するため、労働力の効率的利用・質的向上が強く要請されることになる。効率的に利用できる高質な労働力とは、いうまでもなく、技術革新にとまなう資本主義的合理化の中でそれに耐えていける能力を身につけていることであり、その不可欠な要素として健康と体力が要求されてくるのであった。こうした関連の中で、「一日のかなりの時間を費す職場においては、カロリー消費が過少であったり、肉体的機能の使い方が偏っていたりする。したがって、余暇において、エネルギー的にも機能的にもバランスを回復できるように留意しないと全体的な機能低下をきたす。具体的には、適度な運動やス

表 7-2 医薬品・医療用具生産額の伸び



出所：厚生省『薬事工業生産動態統計』。

社会「いわゆる「福祉国家」を実現するためには、ただ「物質的豊かさ」だけでなく、「精神的豊かさ」つまり「生きがい」を実現しなくてはならないという。

今日あらためて「生きがい」が問題とされること自体、労働の疎外が深刻化していることの現われにほかならないが、「高度経済成長」が低賃金の若年労働者に支えられて達成されているところから、疎外状況はとりわけ青少年の間に深刻な事態として現れている。また「高度経済成長」を支える差別と選別の教育体制は、このことに拍車をかけ

ポーツ活動により、身体諸機能の十分な活動発達を助長することが必要である」(傍点筆者)という認識がなされ、スポーツは「労働力生産力の根源をつちかうための積極的手段」(8)として位置づいてくるのであった。

第二は、階級闘争緩和のためのイデオロギー形成の内容にかかわる問題である。

国家・独占資本の描く「豊かな

「生涯教育」構想は「新しい社会に対処して人間能力を生涯にわたって開発しつづけること」⁽¹⁰⁾を要求しながら、学校教育のみならず家庭教育、社会教育といった生活のすべての面を公教育の対象として制度化しようとしており、これら三者の有機的結合を意図しながら、とりわけ、社会教育を重視し、その対象を個人の日常生活の次元まで拡大し、⁽¹¹⁾その中心を地域での集団活動においている。

ところで、地域での集団活動を成立させ、発展させていくためには、「地域コミュニティの拠点としての施設」が必要である。それは、「知育のみならず、体育館、運動場、プールなどの施設をはじめ、公園その他のレジャー施設に至るまで、地域の伝統や景勝などを生かして、人間形成機能の豊かな施設」⁽¹²⁾であらねばならないというように、ここでスポーツ活動を行なうことが大きな位置を占めているのである。なぜ地域での集団活動としてスポーツ活動が重視されるのか。それは「スポーツレクリエーションなどは、多くの場合、集団活動によつてはじめて可能となる。都市化の進行にともなつて、ひとびとがしだいに連帯意識を見失いつつある中で、今後、いよいよ集団的、性格の学習をする必要がある」⁽¹³⁾(傍点筆者)からであると。つまり、スポーツ活動の性格が集団活動を要求すると。更に、「地域コミュニティの形成」とのかかわりでの重要性について、経済審議会人的開発委員会教育専門委員会は次のように答える。「人間がより明るく豊かな人間関係につつまれて生活するためには、新しいコミュニティの創造がたいせつである。コミュニティの性格は多様であり、しかも住民自身の自発的意志に基づくものでなければならぬが、体育やスポーツはそれを行なう場が施設を中心に趣味を同じくする自発的・自主的な集まりであるという点で、ある種のコミュニティ意識を芽生えさせる要素をもっている。その点で、体育・スポーツはこれからの社会におけるコミュニティづく

りの重要な生活内容といつてよからう」と。「生涯教育」構想を実現するために求められていたものは、「人間能力を生涯にわたって開発し続けること」自らが生涯学習心を燃やし続けることであつた。つまり、一定の自主性・主体性が不可欠の前提になつていた。その意味では、一定の自主性・主体性、そして集団の中の連帯性、更には、非合理性までも内包させている今日のスポーツが要請されてくるのは当然であるといえる。

こうして、新しいコミュニティ「再編・強化」の方向は、地域住民の自発的意思（一定の自主性・主体性）に基礎をおいた小集団主義（連帯性）にもとづきながら、これを同心円的に拡大し、「国民的合意」へと結びつけていく。こうした構造の原点にスポーツは位置づきはじめているといえる。

平和と幸福のシンボル、「豊かな社会」のシンボルとしてのスポーツは、今日「緊張も未然に吸収・緩和」⁽¹⁴⁾するための鎮痛剤としての役割を担うだけでなく、積極的な体制の担い手として登場してきているのである。

③ 体協自身の要求の高まり

体協が「国民総スポーツ」運動を提唱せざるをえない第三の根拠は、体協自身の（近代スポーツの発展の自律性からくる）内在的要求である。

体協は、オリンピック参加をその設立の契機としていたように、当初から実際にはオリンピックで良い成績をおさめることを最大の目標として進んできた。つまり、競技力の向上、記録の向上が中心的な課題であつた。

ところで、科学・技術の発達が無限であるように、スポーツの高まりも無限に行なわれていく。勝つためには、相

手より少しでも高い技術（ここでは総合的な競技力を指す）を身につけていなければならない。したがって、そのための追求は無限に行なわれていく。科学技術が飛躍的に発達し、また国際試合で「勝つ」ことがナショナルなものとな分に結合して、国家的規模でますます追求されている現段階においては、スポーツ技術もまた飛躍的に高まらざるをえない。

体協における東京オリンピックまでの技術の高度化の方法は、日本の伝統的な方法である少数精鋭主義、英才中心主義であった（今日必ずしも払拭されたわけではない）。これは英才と目される少数の競技者を見つけたしてきて、スポーツ科学の粋と巨額の金を投じて集中的に強化するという方法であり、東京オリンピックにその典型を見ることができるとは、広いスポーツ人口に支えられたピラミッドの頂点の高さが第三位であったということではなく、たまたま、米ソに次いだ数だけ高度なスポーツ技術者をもった選手を鍛え抜くことができたということを意味している。「アドバルーン的選手層」といわれるゆえんである。その証拠に、ミュンヘン・オリンピックでは、三位の東ドイツにメダル数でいえば六六対二九という半分以下に低下している。高度なスポーツ技術者がたくさん競技者の中から自然に育てられてく、るのではなく、可能性をもっているであろうと思われる者だけを拾い上げ無理に強化するのであるから極めて不自然なわけで、人間性を無視した方法をとらざるをえないのはむしろ当然であるといわねばならない。これまで優秀な選手が育つような体制をつくる努力が等閑に付され、競技会の開催を通じて英才を見つけたことのみ腐心してきた。「学徒の対外競技基準」が数次にわたって緩和され、遂に今回中学生の全国大会の開催が可能になったのも、英才を

見つけだすための活路を開こうとする体協の努力の結果にほかならなかった。

東京オリンピックまではこの方法でも一応通用したが、世界的なスポーツ技術の飛躍的な高まりを前にして、「底辺の拡大」「スポーツの普及」なしには「競技力の向上」はもはや限界であるということが実感としてやっと感じられ、これが現実的課題となって浮び上ってくる。東京オリンピック選手強化対策本部長であった大島鎌吉氏はそのことを次のように語る。「日本の選手たちと外国の選手たちの技能の優劣を目的の辺りに見、また聞いた。そして、その時実感としてお互いの体力の差、技術や精神力の良否強弱をそのまま正面に受け止めた。こうした事実による実感がもうひとつ他の希望的な願いとひとつになって、ここに、「スポーツの底辺を拡大しなくては！」ということになった」と。また「東京オリンピック選手強化対策本部長が、過去の業績を振り返って『強化五ヶ年の反省と今後の対策』をテーマにして最後のコーチ会議を開いた時、反省の中で少数競技者を対象とするインスタント強化のひ弱さを認め、将来に向けては底辺の拡大を重要な問題だと指摘してからのことである」と。⁽¹⁶⁾すなわち、無限により高い技術を追求せざるをえないというスポーツの発展の自律性からしても「底辺の拡大」という要求は、不可避的に出されてきたのである。

体協の「国民総スポーツ」運動は、これら諸要求の統一体として、出されるべくして出されてきたものなのである。ここには、国民のスポーツ要求充足の契機がある。契機を現実のものにしていくためには、展開過程の実態を分析し、そこにある問題を明らかにする必要があるであろう。

(1) 芝田進午『現代の精神労働』序章参照。三一書房。

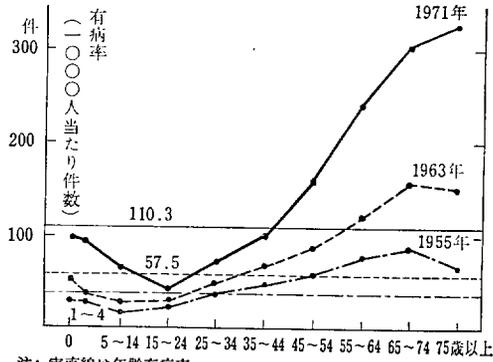
(2) 公害の現状はどうしても記しておかねばならない。「東京、大阪、名古屋では光化学スモッグが発生するようになった。東京では、光化学スモッグから硫酸ミストやオキシダントが発生しており、東京の空には、年間七〇万トンの硫酸の『雨』が降っているという。そして、この大気汚染をそのまま放置したら十年から十五年後には、市民はガスマスクを生活必需品としなければならぬだろうともいわれている。また、下水道や清掃施設の不足による水汚染や汚物の堆積、さらに清掃施設の大気汚染や悪臭もひどい。

産業公害はどうか。石油化学コンビナートにおける、亜硫酸ガスによる大気汚染は、四日市ぜん息をひきおこしているし、工場廃液は、駿河湾のようなヘドロ公害を、廃水にふくまれる有機水銀中毒は、新潟、熊本の水俣病を、安中や富山のカドミウム汚染は、イタイイタイ病をひきおこしている。最近の厚生省の環境汚染総点検の結果によっても、カドミウムと水銀による汚染は、日本列島にかなりの範囲でひろがっていることがわかったという。

また、農業は、土と水を汚染しているし、薬品公害は、食品による公害とともに、直接人体のなかに侵入している。堺でとれる魚には尾ビレがないといわれるが、被害は人間にも及んでいる。最近、全国的に、『耳がない、鼻と口がくっついている、肛門がない、手のひらがくっついている』といった奇型児の出産がふえているといわれる。いまや、日本列島には、交通災害のような急激な大量殺りくに加えて、大気と水と土の汚染、人体の汚染がすすみ、人間をはじめあらゆる生物にたいし、気づかないうちに、緩慢な大量殺りくがおこなわれつつある。」(吉岡健次『地方自治と地方財政』一〇〇頁。新日本出版。) われわれは、『生』の限らない発展に向けてスポーツを問題としている丁度その時、アンチ、『生』に向けて、われわれ国民の上におおいかぶさってきているひとつの典型的な事実・公害の現状を明らかにし、このような事実を包摂した中で、国民スポーツの発展は追求されねばならないことを確認したかったからである。

(3) 真田是『社会問題と資本主義社会』一九二―三頁。沙文社。

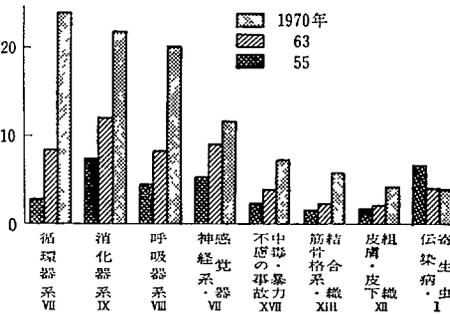
おびやかされるいのちと健康
増大する有病者



注：実直線は年齢有病率。

出所：厚生省『国民健康調査』。

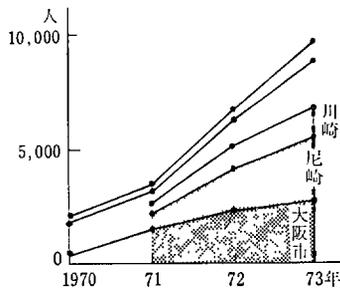
傷病別・有病率（1000人あたり件数）年次推移
（1000人あたり人数）



注：傷病名は大分類で有病率の高いものにかぎっている。

出所：厚生省『国民健康調査』。

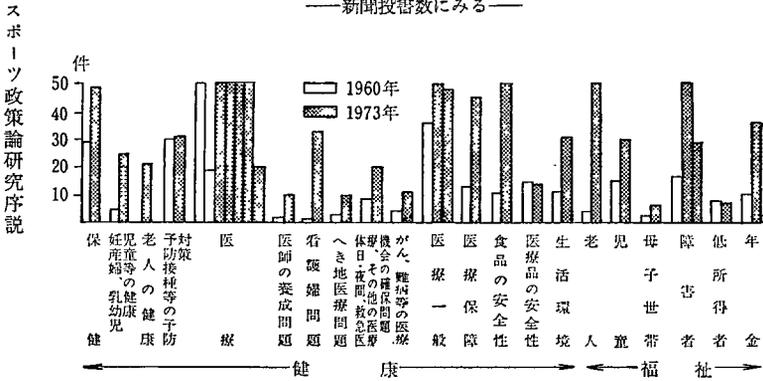
増大する公害被害認定患者数



出所：厚生省『厚生統計要覧』。

医療，社会保障への国民の関心と要求のたかまり (5)

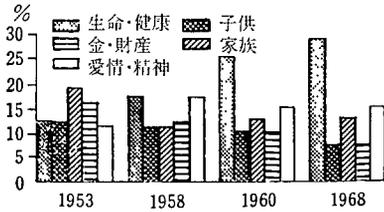
——新聞投書数にみる——



注：全国紙数紙の投書。
出所：1973年版『厚生白書』。

労働者の健康意識

——自分にとって一番大切なものは「生命・健康」とははっきり自覚している——



出所：文部省統計数理研究所『国民世の研究』。

- (6) 辻村一郎「深刻化する労働災害・職業病」『経済』一九七四年一月号、参照。
- (7) 経済審議会『経済発展における人的能力開発の課題と対策』一九六三年一月。二四頁。
- (8) 『文部時報』一九六〇年十月、八一頁。
- (9) 日本経済調査協議会編『新しい産業社会における人間形成——長期的観点からみた教育のあり方——』三一頁。東洋経済新報社。
- (10) 経済企画庁編『新全国総合開発計画』一九六九年五月、六頁。
- (11) 社会教育審議会答申『急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について』一九七一年四月。ここで「生涯教育」構想は積極的に展開される。
- (12) 日本経済調査協議会編『新しい産業社会における人間形成——長期的観点からみた教育のあり方——』三二頁。東洋経済新報社。
- (13) 前掲、社会教育審議会答申。
- (14) 経済同友会『七〇年代の社会緊張の問題点とその対策試案』一九七二年二月。
- (15) 大日本体育協会『大日本体育協会史』上巻、一六頁。
- (16) 「スポーツの底辺を拡げるための条件」『体育科教育』一九六五年五月号、二〜三頁。

2 「国民総スポーツ」運動の現実態

ここでは、①組織・機構、②対象、③指導者、④財源の四つの側面から分析する。

第一に、組織・機構の面からの問題である。体協は「国民総スポーツ」の呼び声と共に、一九七一年二月機構改革を行なった。その内容の特徴は、「競技力の向上」と「底辺の拡大」という二つの方向を機構上明確に打ち出したという点にある。それを「機構改革の基本構想」では、「一、国民総体育をめぐす普及事業、二、オリンピックアジア大会等为目标とする高度化スポーツにつながる事業」と表現している⁽¹⁾。第一の普及事業を推進するためには、四つの機関、日本スポーツ少年団本部、普及委員会、施設委員会、国体委員会に整理された。また根本方針検討のため「国民体育振興全国会議」も設けられた。

さて、問題は、新たに明確に打ち出された「底辺の拡大」つまり「国民総スポーツ」推進の、か⁽²⁾なめになる地方体協の組織上の位置である。今回の改革では、体協に根強く存在している中央と地方との矛盾の解決をめざし、地方の意見の反映を重視しようとする意図が現われ、評議員の数では、これまでの地方選出評議員が中央統轄競技団体から出る評議員の三分の一以下とされており、発言権が必ず弱められるようになっていたのに対して、今回はその制限がなくなり、地方団体各一名ずつ四十七名（従来は十八名以内）に改められた。これは大きな前進とみることができる。しかし、評議員の中から選出される理事の数では、「加盟競技団体評議員のうちから十五名以内、加盟地方評議員団体のうちから七名以内」とされており、地方選出理事は半数以下におさえられていた。また、地方選出評議員は、「会長、副会長」と規定されていた。地方体協の会長は多くの場合、地方の政財界のいわゆる「有力者」であり（たとえば、県段階では、県知事が半数以上を占めている）、しかも長年にわたっている者が多い。これは、地方体協の組織及び現状と不可分の関係にある。すなわち、組織上でいえば、個人は種目別競技連盟へ登録しており、種目別競技連

盟が地方体協へ加盟しており、かんじんの個人と連盟との関係では個人の意思が組織的に反映されるしくみになっていない。従って、たとえば、地方体協会長決定の方法は、「推挙」制になっているところが多い。「有力者」が会長になる要因がここにもうかがえるであろう。

また地方体協では、構成している会員（登録競技者）の明確なところが二一パーセントしかないという点に示されているように、頭だけあるが足の方は霧散している状況にある。つまり上意下達の組織構造を物語っている。従ってなおのこと、地方体協はその八五・一パーセントが事務所を教育委員会内において、人的にもオーパーラップさせて事業を行なっているというように、行政機構に頼らざるをえなくなっている。また財政的にもその体制はできあがっている⁽⁵⁾。

これに対する中央体協の方針であるが「市町村教育委員会に対して体協は何を望んでいるか」という公開質問状に対して、「本会は……地域住民の健康とスポーツ振興のための社会体育事業推進の実践体は、何といたっても市町村体協であり、その地域の競技団体に負うところ大であると考えています。そのためには、市町村教育委員会が、まずこの組織をつくっていただき、人を配置し、事業が推進できる素地をつくっていただくようご認識いただきたいと思ひます⁽⁶⁾」（傍点筆者）と答えているように、教育委員会の体育行政と体協の事業が一体であることをむしろ肯定しているのである。ここには、スポーツ団体の自主性や主体性の重要性についての認識はない。

また、七三年、体協の発表した「国民総スポーツ振興事業の現状と新三ヶ年計画」において、重点施策のひとつに「クラブづくり」があげられ、次のような行政機関を含めた役割分担表（表8）が掲げられた。

表 8

	1. 基本方針の立案	2. 施設の整備	3. 組織の整備	4. 指導体制の確立	5. 指導者の養成	6. 指導者の資格認定	7. 指導者の活用	8. スポーツ安全への配慮	9. 資金の調達	10. 研究体制の整備	11. 活動への参加	12. 意識の昂揚
国	◎	◎	○		○	◎		○	◎	◎		◎
都道府県	○	◎	○		○		◎	○	◎	○		◎
市区町村		◎	○				◎	○	◎			◎
日本体育協会	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	○		◎
加盟競技団体	○		◎	○	◎		○	○	○	○		
都道府県体協	○	○	◎	◎	◎		○	○	◎		◎	◎
市区町村体協		○	◎	◎	○		○	○	○		◎	◎
クラブ				◎			◎	◎	◎		◎	◎

注：◎実施主体 ○協力

このように機械的に役割を分担すること自体問題であるが、それはここでは問わないとして、この中で、クラブのなすべき仕事は、「指導体制の確立」「指導者の活用」「スポーツ安全への配慮」「資金の調達」などとなっており、「基本方針の確立」「組織の整備」「指導者の養成」などというクラブの亡存にかかわる問題については、すべて上部の機関でお膳立てされてクラブにはかわりのないことになっている。これではクラブ発展の自己運動の芽ははじめから摘みとられているとさえいえる。クラブという組織が、たゆみなく自己運動を展開している運動体としてとらえられていない。クラブが運動体として発展しているその原点到、一人ひとりのスポーツマンがいるということが忘れさられているように思う。

一方、こうした基本方針検討のため設けられ開催されているはずの「国民体育振育全国会議」は、全国都道府県体協代表者と三六競技団体代表を一堂に集めながら、青木専務理事をはじめ各委員会報告が延々と四時間にわたってなされただけで、「国民総スポーツ」運動推進の根本的かつ具体的討論は何らなされていない。ここにも下から上へ

表 9 昭和46年度予算案総括表
表 9—1 前年度予算額との収支対照

収 入		(単位：千円)			
事 項	昭和45年度		昭和46年度		前年比(△=減)
国庫補助金	198,300	10.4%	224,898	10.7%	26,598
日自振補助金	618,720	32.4	609,450	29.1	△ 9,270
日動振補助金	41,330	2.2	55,270	2.6	13,490
日船振補助金	366,000	19.2	530,000	25.3	164,000
資金財団受入金	373,448	19.6	229,649	10.9	△ 143,799
経常収入	174,000	9.1	186,000	8.9	12,000
団体負担金	135,589	7.1	265,358	12.5	129,769
合 計	1,907,387	100.0	2,100,625	100.0	193,238
支 出					
社会体育振興費	1,033,089	54.2%	1,348,064	64.1%	314,975
競技力向上事業費	630,298	33.0	486,561	23.2	△ 143,737
運営費	244,000	12.8	266,000	12.7	22,000
合 計	1,907,387	100.0	2,100,625	100.0	193,238

出所：『体協時報』1971, 4月号. p. 10.

諸問題を汲み上げていく姿勢の欠除を見ないわけにはい
かない。

「国民総スポーツ」運動推進のためには、一人ひとり
のスポーツマンとの有機的結合を失っている地方体協の
現実を、クラブの現実をどう変革し発展させていくかと
いう問題の解決と不可分であった。

第二に、「国民総スポーツ」運動は、具体的対象をど
こにおいて進められているのであろうか。「四五〇万の
登録スポーツ人口を一〇〇〇万⁽⁸⁾へ」という目標のもとに、
全国市町村に体協を設置し、組織体制を確立することが
掲げられているが、その中で、中心的事業の柱は「スポ
ーツ少年団の育成」におかれており、将来はこれを青少
年層を加えて、スポーツ少年団からスポーツ青少年団に
拡充していく⁽⁹⁾ことがめざされている。予算上からもこ
のことは裏づけられている。たとえば、一九七一年度の
予算を見ると、六四・一パーセントの「社会体育振興事

表 9—2 費目別・財源別区分

(単位: 千円)

社会体育振興事業費

項 目	国庫補助金 または委託金	公営競技補助金			資財 受入金	経常 収支	負担金 分担金	合 計
		日自振	日動振	日船振				
1. 地方スポーツ振興費		31,330			16,470			47,800
2. 競技団体スポーツ振興費		14,000			7,000			21,000
3. スポーツ傷害補償費		10,000				10,000		20,000
● 4. スポーツ少年団育成費		53,610			17,871			71,481
● 5. スポーツ少年団国際交流費		10,300			5,150			15,450
● 6. スポーツ少年団全国大会費	9,300				10,241	5,459		25,000
● 7. 青少年スポーツセンター建設費				480,000	22,919			502,919
● 8. 札幌オリンピック記念国際スポーツ少年大会				50,000				50,000
● 9. スポーツ施設管理費					20,000			20,000
● 10. スポーツテスト実施費		19,230			6,420			25,650
11. スポーツ指導者育成費			17,770		5,930			23,700
12. 社会体育指導者育成費	25,000					18,147		43,147
13. スポーツ教室実施費	35,598					23,319		58,917
14. 体育振興普及事業費			15,000		5,000			20,000
15. スポーツ科学研究費			22,500		7,500			30,000
16. 学校開放施設整備費		10,000				5,000		15,000
17. 国民体育大会施設費補助金		15,000						15,000
18. 国民体育大会資料作成費		3,500				3,500		7,000
19. 国民体育大会参加選手保険料		3,330				1,670		5,000
20. 国民体育大会開催費補助金		5,620			1,880			7,500
21. 日韓高校交歓競技大会開催費	2,000				5,000	5,500		12,500
22. 全国高校総合体育大会費補助金					1,000			1,000
23. 冬山遭難対策費		6,660				3,340		10,000
合 計	71,898	182,580	55,270	553,000	132,381		75,932	1,348,064

スポーツ政策論研究序説

一三五

備考: ●印がスポーツ少年団関係費。 出所: 『体協時報』1971, 4月号, p. 10~11.

業費」(表9-1) 中スポーツ少年団関係の費用が六五パーセント以上を占めている。(表9-2) そして団員数は七二年四月で既に六六万を突破したという。

ところでこの内容はいかなるものであろうか。「スポーツ少年団は、スポーツの面で学校に負わされている荷を引きうけ、学校の肩代りをし、スポーツを社会の場に植えつけていかなければならない」と「スポーツ少年団の任務と役割」が表明しているように、現実の事態も急速にその方向に進行している。

ILO八七号条約が批准され、「教員の地位に関する勧告」が出され、一九六七年には、静岡地裁で「労働法にもとづき、教職員の超過勤務手当を支払え」という主旨の判決が出され、六九年二月東京高裁で控訴した静岡教委に同様の判決が下された。⁽¹⁰⁾ このように超過勤務手当要求闘争は組合側の勝利に終わる可能性が強くなっていくという背景のもとで、学校の特別教育活動としてのクラブ活動が、スポーツ少年団に名称変更することによって学校の教育活動の枠の外におくことができ、超過勤務手当の問題はいっきに解決することができた。「しかし団費を徴収することは、父兄の経費負担節減の立場から一部に異議をとなえる向きもあった」が「結局学校長の責任においてふみきった」という例にみられるように、上からの行政ペースで進められているのである。スポーツ少年団員数拡大の中心部分は、時間による名称変更によって現われるスポーツ少年団であった。これでは何らスポーツ人口の拡大ではない。このことを「スポーツ少年団実態調査」⁽¹²⁾は立証している。たとえば、活動の場所は、学校施設が四四パーセントを占め、次に公営施設が一六パーセント、民間施設が三パーセントとなっている。また指導者は、教員が三七パーセント、公社・公務員が一六パーセント、商工自営業者が一三パーセントとなっている。施設や指導者などスポーツ活動の物質的基

盤が変らない以上、活動の場は学校中心にならざるをえないのは当然である。従って、現在強いスポーツ要求をもつ勤労青少年をはじめとした大多数の国民は、実質的にはいまだ「国民総スポーツ」運動の対象になりえていない。

問題なのは、団費を徴収することによって受益者負担の思想を公然と打ち出していることである。後述するスポーツ権思想と鋭く対立するものといわねばならない。さらに重大なことは、青少年が学校教育活動から離反し、スポーツ少年団という上からのスポーツ組織体制へ新たに編入されつつあるという現象である。時のスポーツ少年団本部長野津謙氏が「現在とはとくに、スポーツの教育における位置づけを再認識すべきである」と述べているように「日教組の支配の離れた」ところでの新たな、大がかりな「教育活動」が展開され始めているわけである。それは「生涯教育」構想の重要な内実を担うものでもあった。

スポーツ少年団が設立された時のそもそもの理念が「日本の経済的基盤はいまだ貧弱であり、労賃は国際的水準に接近して、もはや低賃金に頼ることもできなくなってきている今日、やがてきたる開放経済の国際競争に堪え抜く道は、何にもまして、忍耐、勤勉、創意などの精神的能力のほかに道はない。国家経済が真に強力になるのは、国民に精神的紐帯があつてのことである。……かかる民族運動の一翼を担うものとして我々は日本スポーツ少年団の全国組織運動を計画したのである」と述べられたように、「高度経済成長」政策が進行しはじめた一九六三年、東京オリンピックを契機とした「人づくり」政策の一環としての青少年の組織化であった。従って、事業内容においても、多大な予算をかけて行なわれる「全国スポーツ少年大会」は、文部省、総理府、防衛庁、県教委などの後援で行なわれ、そこでは、皇室、日の丸と君が代、自衛隊と集団行動が、スポーツ生活を通じてしっかりと結びつけられており、ま

た「二一世紀に生きる人間像」と題する野津本部長の研修会での講義は、「期待される人間像」を積極的に肯定し、「日本は民主主義国家として国を立てねばならないと考えるし、共産主義の侵略に対しては反対しなければならぬ⁽¹⁵⁾」と反共主義を公然と鼓舞している。こうした理念にもとづいた上からの組織化がはたして、スポーツ活動の生命である自主性と民主性を尊重し、スポーツの真の発展をもたらすであろうか。

第三に指導者の問題である。青木専務理事は、七一年一月「体協関係では誰が直接社会体育をやるかといえ、それは体協加盟の各都道府県体協が、各都道府県民を相手にやるもの」であり「さらに都道府県の立場でいえば、都道府府が直接やるのではなく、各管下の市町村がやる」わけで、「市町村では誰がやるのかといえ、それは市町村の指導者に他ならない」(傍点筆者)と述べ、「社会体育の振興」つまり「国民総スポーツ」の実現に不可欠なものとして指導者の養成を強調した。そして七一年から、これまでのスポーツ・トレーナー及びスポーツ少年団指導者に加えて、新しくスポーツ指導員、職域指導者、女子指導者など指導者養成に着手した。

これら指導者に対してどのような位置づけがなされているかといえ、講習会を終えれば指導者としての資格が認定されるだけで、指導することに対しての金銭的保障は制度的になんらなされていない。後述するアマチュア規定問題もからんでいるからであるが、指導者にはただ指導に対する熱意と情熱だけが期待されているのである。スポーツが金と暇をほしのままにしていた階級の独占物であった間はこれで充分であったが、国民すべてのものへと、まさに「国民総スポーツ」へと展開し始めている今日あって、国民の一人としての指導者もまた厳しい現代生活を生き抜いていかねばならないのである。つまり、熱意や情熱だけで生きていくわけにはいかないのである。指導員制度の

もつ致命的欠陥であろう。このことはすでに、「スポーツ振興法」にもつき設置されている体育指導員が、非常勤の公務員であり、片手間にしかできないような制度的位置づけになっており、活動が続いているところは「スポーツ気遣いだからこそつづいている」⁽¹⁶⁾という状況になっているというが、これに輪をかけたものであるといわざるをえない。

問題は、これら各種指導者に必要と考えられている資質としての内容である。何故これ程多種多様な指導者が必要なのか。それぞれの指導者に特殊具体的に求められているものどが違うのか。たとえば、スポーツ・トレーナーとスポーツ指導員との資質としての相違点はどこにあると考えられているのか、一向に明らかでない。ただいえることは、スポーツ・トレーナー講習会の内容がそうであるように、人間の機能の発育・発達という観点での内容がほとんどすべてであり、いわば生物学的な人間の科学しか内容となっていない。しかし現実には、⁽¹⁷⁾オルガナイザー的資質がより強く求められているのである。「国民総スポーツ」運動の具体的推進という観点からすればむしろ当然であろう。今後は、スポーツ・オルガナイザーとしての指導員の資質の中味が追求され明らかにされていかねばならないであろう。

最後に、「国民総スポーツ」を実現する上で最も基礎的な条件である財政の問題である。先の表9—1に見るように、七一年度における体協の財源は、日本自転車振興会（競輪）、日本船舶振興会（競艇）、日本自動車振興会（オートレース）などからの補助金が全体の五七・〇パーセントを占め、スポーツ振興資金財団（財界からの寄付）から一〇・九パーセント、国庫補助一〇・七パーセントで、何と八八・六パーセントが補助金でまかなわれている。しかも体協

に対して寄せられるこれらの補助金は、体協の意思と必要性に応じて自由に使えるという性質のものではなく、事業内容に対して補助金要求を出し、それが認められてはじめて補助金がつくという仕組みになっているのである。従ってももちろん他への流用は許されない。これが表9-2に見るように費目別に財源が違っていることの意味である。こうしてみると体協財源の命脈は、キャンブルの収益金によってにぎられているといえる。近年の端的な例をあげれば、日本船舶振興会（笹川良一会長）は、七三年度、体協への補助金約二億三〇〇〇万円を①船舶振興会の補助金で作った青少年スポーツセンターの活用がいちじるしく適性を欠く、②体協の体質に問題があり補助金対象の団体として好ましくない、などの理由で突然中止した⁽¹⁸⁾。その後、日本船舶振興会の笹川良一会長と体協の石井光次郎会長との話し合いの結果、「すでに使用済みの運営費など二千六百万円は笹川会長のポケットマネー⁽¹⁹⁾」でまかない、七四年度以降については、従来通り補助金が続けられることで収束した。

さらに、七一年閣議決定で「社会福祉法人日本体育協会に対する寄付金を試験研究室法人に対するものと同様に取扱うこととする⁽²⁰⁾」ということが決まり、体協に対する寄付が免税になった。これにより今まで財界などからの募金は、寄付金が所得税のうえに贈与税までかけられるため、大企業からの募金は思うように集まらないという問題は解消され、財界から寄付が集められる体制もつくられた。体協としても今後財界に対して「ギブ・アンド・テイクの姿勢⁽²¹⁾」をとっていくことを表明している。体協に財界の意思は今後いっそう強く反映されていくようになることが予想される。

もとより、事業を計画し、予算を要求する主体は体協であるから、事業の方向性には体協の意思が反映される。た

たとえば、「国民総スポーツ」が打ち出されれば、「社会体育振興事業費」予算が増える。この中でスポーツ少年団の育成が「最重要事業」とされ「社会体育振興事業費」の六五パーセント以上が計上されるが、問題はその内訳である。9-2を見れば明らかのように、大きな青少年スポーツセンターの建設、スポーツ少年団全国大会あるいはスポーツ少年団国際交流などいわば、はなやかなところ、最も多く金がかかけられ、青少年の生活に根ざしたところで、スポーツを発展させるための金はあまりかけられていないのが現実である。ここには、はなやかな事業にしか補助金が出されないという問題があると同時に、スポーツ少年団本部がアジア各国にスポーツ少年団結成を提案していることに端的に示されているように、自国の現実よりも外に目を向けた、大国主義的提案を平然とやっける体協の側のスポーツ理念、スポーツ意識と深いかかわりをもつものであった。

日本の現実は何か。スポーツ活動の最も基礎的な条件としての体育施設については、七三パーセントが学校の施設で、公共の施設はわずか七パーセントしかない⁽²³⁾。従って学校の施設に頼らざるをえないが、学校体育施設の開放状況は必ずしも進行しておらず、責任体制、指導者など行財政的に解決されねばならない多くの問題が残されている。

また、公共施設の貧困は、レジャー産業の振興と裏腹の關係におかれており、国民は近くで気楽に楽しめる公共施設がないために、高い料金を払い「レジャー施設」を利用せざるをえず、余暇まで搾取されているのである。

さらに、「体育施設の整備」の主体は地方公共団体とされており、「スポーツ振興法」にもとづいて、三分の一しか国は補助せず、しかも三分の一の中味には、建設に必須の用地費は含まれず、また、建設工事を一方的に低く査定し⁽²³⁾、その三分の一を補助するというものであり、実際には十分の程度になってしまふという。従って、このままで

は、地方公共団体の超過負担はますます大となり、公共事業が大型化されればされるほど地方財政を圧迫し、地方自治をしめあげ、中央への統制を強めている面を無視することができない。

こうした物質的条件整備をめぐる地方の状況の中で「国民総スポーツ」運動の働き手となるべき地方体協の財政は、どの県でも自己財源は極めて少なくそのほとんどが県補助金と一般寄付金でまかなわれている現状である。⁽²⁴⁾財源確保のため、たとえば「まず体協の組織強化をねらう体質改善を図るため役員改選にともなう理事の人的構成を、従来のスポーツ関係者のみに限定することなく、広く財政界に人材を求める」⁽²⁵⁾こととしたという例に見られるように、財源確保のため体協は地方組織でも政財界との結びつきを強めてきている。そして、企業のイニシアチブの下で「公害をはね返す強いからだ」をつくろうと地域の体協が中心になり進めている石油コンビナートに囲まれた山口県玖珂郡和木村や、公害対策として、スポーツによる「スキップ作戦」を大々的に展開している青森県八戸市三菱製糸工場⁽²⁷⁾など、企業のイニシアチブの下に地域社会をまるかかえにした「スポーツ振興」が「日本列島改造」のブルトーザーと共に、地方では進行しているのである。

(1) 日本体育協会『体協時報』一九七一年二月号、四頁。

(2) 戦後初めてオリンピック大会に参加した一九五二年段階でこの矛盾は既に出現していた。「理事と地域代表支部長との懇談会」、『体協時報』一九五二年十一月号、一九一頁参照。

(3) 文部省体育局『社会体育実態調査』一九七〇年三月、一〇頁。

(4) 前掲書、七頁。

- (5) 前掲書、一〇頁。
- (6) 日本体育協会『体協時報』一九七一年六月号、二二頁。
- (7) 前掲書、一九七二年四月号、四〇九頁。
- (8) 前掲書、一九六九年十二月号、三頁。
- (9) 前掲書、一九六九年八月号、一一頁。
- (10) 『判例時報』五四六号、四二頁。
- (11) 日本体育協会『体協時報』一九六九年十二月臨時増刊号、一二頁。
- (12) 前掲書、一九七二年十二月号、十一頁。
- (13) 前掲書、一九七〇年五月六月合併号、巻頭言。
- (14) 日本体育協会スポーツ少年団本部「スポーツ少年団の哲理」(第四次草案)、八頁。
- (15) 日本体育協会『体協時報』一九六六年十一月号、五二頁。
- (16) 「私は体育指導員」、『朝日新聞』一九七〇年四月二三日付。
- (17) たとえば「座談会・国民スポーツへのステップ」、『体協時報』一九六九年十二月臨時増刊号など参照。
- (18) 『朝日新聞』一九七三年十一月二八日付。
- (19) 前掲書、一九七四年一月十一日付。
- (20) 日本体育協会『体協時報』一九七一年一月号、十一頁。
- (21) 前掲書、一九六九年八月号、十一頁。
- (22) 文部省体育局『社会体育実態調査』一九七〇年三月、四頁。

(23) 地方財政法第十八条が「国の支出金の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要でかつ充分な金額を基礎として、これを算出しなければならない」と定めていることからしても、国の補助金基準は明らかに法律違反である。

(24) 日本体育協会『体協時報』一九七〇年七月号、二九―七四頁。

(25) 前掲書、一九七〇年七月号、三六頁。

(26) 『毎日新聞、山口版』一九七一年六月十五日付。

(27) 『東奥日報』一九七一年六月二一日付。

3 ブルジョア・スポーツ理念と国民のスポーツ要求

「国民総スポーツ」運動の実態がもつ矛盾は、体協を中心にして形成されてきたブルジョア・スポーツ理念と国民のスポーツ要求との矛盾でもあった。

ブルジョア・スポーツ理念の基本的特徴は、スポーツを「個人の私的な遊び」とみる考え方である。このひとつの現象形態がアマチュアリズムである。そこで、ここではアマチュアリズムと現実との矛盾を検討する。

アマチュア・スポーツの世界は「純粹」であるといわれてきた。その意味は、政治の介入を排し、商業主義の誘惑を排して、ひたすらスポーツのためのスポーツ・スポーツ至上主義を遵守しているからであるという。これがいうところのアマチュアリズムにはかならない。

第一に、アマチュア・スポーツは、本当に政治の介入を排してきたのか。スポーツに「政治的中立」などということがあるのか。

東京オリンピックにおいてすでに明らかのように、「日の丸」と「君が代」に結びついた「愛国心」の育成・ナシヨナリズムの高揚というすぐれて政治的な課題の解決に向って体協をはじめとしたスポーツ界は、結果的には、邁進したという事実だけで充分であるが、さらに具体的に、「国民総スポーツ」運動の実体に即して今日の体協を見ると、スポーツ少年団活動が政治の介入を深く受けているといわざるをえない。たとえば主要な事業の一つとされている全国スポーツ少年大会では、すでに見たように必ず、皇室、日の丸、君が代、自衛隊、集団行動などと結合して活動が行なわれている。皇室や自衛隊をどう見るかということ自体、国論を二分するまさに政治的な思想信条にかかわる問題であろう。あるいはまた、沖縄の返還を記念して、一九七三年五月、沖縄復帰記念特別国体を開催したわけであるが、これについて体協では、「日本政府首脳から、沖縄の本土復帰を祝うには、スポーツ大会をもって当てるのが最適である」旨の提唱がなされ、本会もこの趣旨に賛同⁽¹⁾して行うことを理事会で決定している。このたびの沖縄の返還のされ方については、日本の進路をめぐる大きな政治問題として出現したことは周知のとおりであり、従って、国民にとって、祝うことができるか否かはすぐれて政治的問題であるわけである。これは、スポーツの政治的利用に手を貸し、体協自らが「スポーツの政治的中立」をふみにじている顕著な例である。さらに「国民総スポーツ」を実現していく上でぶつかっている最大の問題は、スポーツ活動の前提条件である時間、場所、施設、用具、指導者などいけば物質的条件の問題であり、財政的貧困に象徴されている問題であった。これは「国民総スポーツ」運動の進展

にとまいませんすゝ頭在化してきている。財政的貧困の問題は何よりもスポーツに対する国家予算の絶対額が少ないことが決定的要因である。つまり国民本位ではなく大企業本位の国家予算編成がなされているという、政治的問題にほかならなかったのである。

スポーツもまた、生きた人間生活の中で行なわれている以上、「スポーツの政治的中立」ということ自体虚妄にすぎなかったのである。

第二に、「アマチュア・スポーツマン精神」の実体は何であるのかという問題である。体協の「アマチュア・スポーツマンのあり方」によると「アマチュア・スポーツマンは、1、スポーツを愛し、楽しむために、自発的に行なう。2、ルールに従い、フェアプレーに終始する。3、常に相手を尊重しつつ、自己の最善を尽くす。4、スポーツを行なうことによって得た名声を利用しない」、すなわち、物質的・経済的利害を排してただ楽しみのためにのみ行なう精神であり、スポーツ至上主義を謳っているものである。しかも「学校・社会の一般体育であると、あるいは選手権競技であるとを問わず、スポーツを行う者は、すべてこの『アマチュア・スポーツのあり方』を尊重しなければならぬ⁽²⁾」とスポーツマンの指針として普遍化しようとしているのである。

そもそも「アマチュア・スポーツ精神」は、十九世紀後半のイギリスに由来するものであり、当時のそれは、マナーを重視し、勝敗を一般的に軽視しているところに見られるように、貴族の一種の「社交」であった。ジェントルマンとしての貴族階級にとって「スポーツは本質的には社交であり、遊戯であったし、これを金銭その他の目的に従属させることは、全く必要のないものであった。従ってそのスポーツマンシップは、スポーツそのもののみ奉仕する

精神となり、一面スポーツマンシップはジェントルマンシップのシノニムになり得たのである⁽³⁾といわれているように、「アマチュア・スポーツ精神」はその源において、スポーツ至上主義をその精神的支柱にしていたのであった。

スポーツ至上主義の精神は、資本主義社会の進展の中で自由競争の原理を反映して、勝敗に対する執拗な興味と関心と呼び、技術の高まりは競争を激化させ、さらに、競争で勝つことに与えられる社会的荣誉と賞賛はますます勝つことに拍車をかけていく。そしてまた、スポーツ活動それ自体が生み出す「無心」と「忘我」の境地は、勝敗を軸にして自己完結的な世界をつくりだし、その中ではあたかも現実の社会生活で感じている悩み(矛盾)が解決されてしまふかのごとく幻想と錯覚をいだかせるため、権力によって現実の矛盾の緩和剤として強く支持されていく。こうして、勝つことを至上のものとするスポーツ理念が、アマチュア・スポーツマン精神の権化とされるに至るのである。大松主義はその典型であった。彼はいう、「あらゆる競技において、いかに小さな試合にせよ、勝つことが第一です。ましてオリンピックや国際選手権大会では、勝利なくしてはいかなる荣誉もありません。ですから、だれが何といおうと勝つために全力をあげるのがアマチュア・スポーツの真髄だとわたしは信じております」。「試合は真剣勝負であり戦争と同じで、現在のスポーツは殺すか殺されるかだ。……二位では何の価値もない。あくまでも完勝の一位でなければ無意味なのだ⁽⁴⁾」と。スポーツを戦争と同一視し、やるからには勝たなければ意味がない、勝つことによってしか自らの行為は正当化されない、と考えるがゆえに「医学上からも人道上からも許されない程の苛酷さ⁽⁵⁾」と自他共に認めるハードトレーニングを行なわざるをえなかったのである。そしてハードトレーニングを成立させるために一本の強靱な糸で上から下へ貫かれた人間関係・「使役の体系」を形成せざるをえず、この体系の中で、耐え抜き、

鍛え抜かれた者だけが「根性」ある選手となつていけたのである。こうした大松主義は、国民の高まりくるスポーツ要求と生活の現実からかけ離れたところで自らの栄華を誇つていたのである。まさに、アマチュアリズムに咲いたアダ花であつた。そして、スポーツの戦いに敗れ、自らの命を本当に断たざるをえなかつた円谷選手は、このスポーツ理念に最も忠実な「栄光」に輝く旗手であつた。

第三に、商業主義の排除、つまり、物質的・経済的利害の排除は、国民にとつて何を意味しているのであろうか。

スポーツ技術は無限に進歩していく。しかも加速度を増している。スポーツマンは自らの技術を常に高めていくためには、その技術が高ければ高いほど、トレーニングのため莫大な時間と金を使わなければならない。ところがこれを可能にするためには、何らかの方法で金を得て生活を立てていかねばならない。しかし、「スポーツで金を得てはいけない」というアマチュア規定があるため、これはできない。そこで、スポーツ以外の労働によるとすれば、スポーツ技術を高めるための時間とエネルギーはそれだけ削減されることになる。削減の度合が多ければ多いほど技術の高まりは保障されない。従つて、高い技術を維持し、さらに高めようとすれば、スポーツ活動以外の労働のための時間とエネルギーは極力少なくしなければならぬ。このことは、自己のスポーツ活動が他人の労働に寄生することによつてしか成り立ち得ないことを意味しており、スポーツマンの技術が高くなればなるほど、寄生的性格を強めざるを得ないことを意味している。⁽⁶⁾つまり、アマチュア規定違反問題が後を断たない所以である。

スポーツマンの研鑽の結果として生み出されたスポーツ技術の価値(使用価値)が正当に評価され、物質的・経済的にも保障されれば、何も寄生する必要はないわけであるが、アマチュアリズムはそのことを拒否しているのである。

ここから出てくる国民にとって看過できない問題は、アマチュア・スポーツマンの技術がいくら高まろうが、その技術が国民に還元されていくルートが遮断されているという点である。⁽⁷⁾ 具体的には、「コーチを職業とした者、または、している者」はアマチュアと認めないという規定である。これにより、スポーツマンが自己のもつ技術を国民に提供し（指導）収入を得ることが禁じられているのである。もし収入を得れば、プロと認定され、いっさいの「公式試合」には出場できなくなるからである。スポーツ指導は、生活に心配のない者だけの熱意でやればよいというわけである。ここには、スポーツマンはアマチュアである前に、厳しい現代社会で生活している人間であるという否定しえない事実が忘れ去られている。同時に、増大せる国民のスポーツ要求の重要な内容をなしている技術の上達に対する願いをふみにじるものとなっている。現在多くのクラブで、指導者不足が深刻な問題であり、その解決が求められている中で、この規定は、ますます桎梏としての役割を露呈してきたということができよう。

「国民総スポーツ」運動の旗印の一つは「体協登録人口を現在の四五〇万から一〇〇〇万にする」ということであるが、換言すれば国民にスポーツ指導を禁じた者の数を増やすことを意味しており、これは「国民総スポーツ」の理念からしても自己矛盾であろう。

しかし、この規定自体現実には急速に崩壊している。たとえば、学校の体育の教師は、スポーツ指導を仕事の大きな内容としているにもかかわらず、アマチュアとして国体をはじめ「公式試合」に堂々と出場している。あるいは、アマチュア・スポーツマンが金を受ける場合どこまで違反でないかということについて、アマチュア委員会委員長、鈴木良徳氏は次のように語る。出演料は当然もらうべきで、スポーツ選手だけがもらわないのはおかしいじゃない

か、と言ふんです。これは「車代」でもらつても「出演料」でもらつても、どっちでもいいと思う。どうせアマ競技者は、そう大いにもらえるわけではないですからね⁽⁸⁾（傍点筆者）と。つまり、金銭の享受の問題は、量の多寡の問題であつて、決して質の問題でないことを鈴木委員長自らが語つていたのである。量の多寡の問題であるということは、判断が恣意的にしか下し得ないということ、つまり客観的基準は何ら存在しないことを意味しているわけで、アマチュアリズムの観念性と自己矛盾を深めている姿をあらわにしている。

生活に根をおかないブルジョア・スポーツ理念の象徴的表現であるアマチュアリズムは、湧き起つてきた国民のスポーツ要求の前に矛盾を露呈し、変革をせまられている。

新たに、生活と労働に根ざした国民スポーツ理念の形成が求められてきているのである。

(1) 「第五回理事会議事録」一九七一年六月十六日。日本体育協会『体協時報』一九七一年七月号、六四頁及び十二月号、十八頁。

(2) 日本体育協会アマチュア委員会「日本体育協会アマチュア規定等制定理由書」。

(3) 斎藤正躬『スポーツマン・ノート』一九四八年八月、十二〜十三頁、月曜書房。

(4) 大松博文『おれについてこい』二二頁、講談社。

(5) 前掲書、十四頁。

(6) ちなみに、一流アマチュア・スポーツ選手の生活をのぞいてみると次のとおりであつた(『毎日新聞』一九七二年十月十六日付)。

ある男子選手の日程から

(71年12月12日~72年3月17日は日本リーグ)

3月20日~4月1日	合宿(東京)
4月2日~8日	合宿(清水)
4月9日~21日	合宿(東京)
4月22日~5月6日	ソ連、フィンランド遠征
5月10日~18日	合宿(東京)
5月19日~28日	各地でソ連と対抗
6月1日~10日	合宿(佐賀)
6月11日~15日	合宿(長崎)
6月16日~22日	合宿(東京)
6月23日~25日	NHK杯
6月28日~7月9日	各地でポーランドと対抗
7月10日	ミュンヘン代表決定
7月13日~25日	中国遠征
7月29日~8月14日	合宿(東京)
8月15日~9月13日	ミュンヘン大会出場
10月5日~16日	各地で中国と対抗
10月23日~26日	鹿児島国体
11月21日~23日	総合男子選手権
全期間	248日
試合などの日数	182日
内訳	(合宿 80日)
	(海外遠征 58日)
	(試合 44日)

(7) 東京オリンピック短距離のホープ飯島選手がプロ野球へ入団し、芽が出ず最近退団したというニュースはこのことを痛いほどわれわれに示している。飯島選手には、日本陸上界の技術の粋が結晶しているはずであった。

(8) 『毎日新聞』一九七二年十二月十九日付。

第三章 スポーツ運動と国民のスポーツ権

はじめに

国民のスポーツ要求は、自覚的に意識化された要求実現の運動へと転化していったときはじめて充足されていく。

国民の意識化されたスポーツ要求実現の運動が、ここでいうスポーツ運動である。スポーツ運動の発展のためには大きく二つの問題がある。その第一は、スポーツ運動推進の主体となるスポーツ組織の問題である。ここでは、一九六五年、新たな国民スポーツの全国組織としてまた運動体として誕生した新日本体育連盟（「新体連」）を分析の対象とする。第二は、組織と運動を支える人間の意識・思想の問題、つまり、スポーツ理念の根本問題である国民のスポーツ権思想をどのように構築するかという問題である。

1 国民のスポーツ要求実現の主体

国民のスポーツ要求の急激な高まりにもかかわらず、要求充足に不可欠の要件である運動体としての組織の中核が存在していなかったという状況が「新体連」を生み出したといえる。⁽¹⁾

「新体連」は現在、スポーツクラブの数が約四〇〇、連盟員が一万人⁽²⁾、毎年開催される全国スポーツ祭典には地区大会もふくめ一〇万人以上のスポーツマンが参加している。

そこで、「新体連」はどのような理念のもとに組織されているかをまず検討してみよう。「新体連」規約（一九七四年現在）の「目的」には、次の四項が掲げられている。

- 一、健康にして文化的な生活をめざし、体育・スポーツの歴史的遺産を継承発展させその大衆化と向上をはかる。
- 二、労働と生活に根ざし、平和と民主主義をつらぬくスポーツマン精神をつちかう。
- 三、日本の体育・スポーツ界の平和的で民主的な発展を促進する。
- 四、体育スポーツを通じて、諸民族の真の友好と世界平和に貢献する。」

これらの目的をつらぬいている理念は、いうまでもなく、国民のスポーツ要求にこたえようという観点であり、いかえれば、日本のスポーツの科学的・民主主義的發展をはかるうという観点である。このような理念は、「スポーツは憲法で保障されている権利」〔第九回大会決議「七四年二月」であるという認識として「新体連」のスポーツ運動の基本思想となっている。一九六五年の『結成大会の報告』は次のようにのべている。「憲法では『健康にして文化的な生活を営む権利』（二五条）を保障するといっています。しかし現状はこの権利をまったく保障していません。われわれは、政府、自治体が勤労大衆のためのスポーツ施設をもっとつくるように予算を大巾に増やすことをみんなで要求しなければなりません」と。

国民のスポーツ要求の充足という課題を具体化した場合、第一に、スポーツの真の大衆化の実現、第二に、スポーツの民主的・科学的發展、第三に、スポーツと政治の正しい関係の確立という三つの課題に運動推進の過程で集約されてきている。⁽³⁾

そこで、これらの課題をどのような運動方針にもとづいて追求しているのかを、七四年二月の「第九回全国大会決議」およびその具体化である「第四回全国理事会決議」を中心に検討してみよう。

第一の「スポーツの真の大衆化」という課題については、「第九回全国大会決議」によると、連盟の發展はクラブを基礎にすることなしにはありえないという観点から「クラブを基礎とした連盟の拡大強化」を最大の課題として掲げ、この一年間の「躍進大運動」を総括し「クラブ活動の前進のために」次の六点の教訓を導き出し、新たな拡大強化の指針にしている。その第一は、日常的なクラブ活動の位置づけの明確化とその重要性について、第二は、日常的

なクラブ活動の保障の前提条件である施設、指導者、運営体制の確立などを整えていくための積極的姿勢の重要性について、第三は、クラブの民主的運営——クラブの多様な要求の尊重、自主性、自発性の尊重、民主的規律の確立の重要性について、第五は、新しいスポーツマンシップの確立について、第六は、クラブ組織拡大における多様性の尊重についてである。そしてこうした日常的なクラブ活動は、毎年一回開かれる全国スポーツ祭典（地区祭典から積み上げられていく）と有機的に結合していくことがめざされている。「第四回全国理事会決議」では、七月から十月の連盟「拡大にとりくむ留意点」として次の四点が示されている。第一は「祭典の目標・規模とかみあった拡大計画を立て、祭典参加者すべてを対象にした大胆な連盟加盟の追求、祭典開催を通じての県市区町村連盟の確立を具体的にすすめる」ということ。第二は、「連盟の拡大は、スポーツを実際にやる場とその条件の保障をとまなうクラブの拡大にあるという特質を深く理解すること。第三は、「拡大の計画性、持続性が意識的に進められなければならない」ということ。第四は、「クラブの要求や課題と結合した拡大の方針を提起すること、などである。

ところで、クラブを基礎とするという考えは、全く当然であるはずであるが、とりわけ日本のスポーツ組織においては大きな意味をもっている。G・アーベルベックが日本のスポーツのあり方の特徴づけて「日本とドイツでは異った点が沢山ありますが、その中でも大きな違いは、スポーツクラブの組織が日本にはないことです。ドイツではスポーツクラブがドイツスポーツの大きなエレメントになっていますが、日本には例外を除いてそれがなく、日本体育協会は学校や大学の体育に頼っています。ゴールデンプランをつくり、スポーツ施設をつくっても、それを使う組織がなければ何の意味もないでしょう」と語っているように、日本にはこれまでスポーツクラブがないに等しかったから

である。実は、日常的スポーツ活動の場合こそクラブなのである。従って、全ての国民のスポーツ要求を真に充そうとするなら、スポーツクラブにどうしても目を向けざるをえないのである。確かに従来の体協は、既に述べたように、たとえば地方体協では構成員の二一パーセントしか明確になっていないというように、下へ行けば行くほど組織は曖昧なものになっている。体協が七三年「国民総スポーツ」運動の見取図として打ち出した「国民総スポーツ振興事業の現状と新三ヶ年計画」の理念がそうであったように、国民のスポーツ要求に依拠しようとせず、上から下へつuckingとしていこうとしている姿勢は一貫している。

こうした中であって、「新体連」が国民の要求を基盤にしたクラブを基礎に県市区町村連盟の確立へというように、下から上へ向ってつくつていこうとしている点に重要な意味を見出すのである。日本では、スポーツ組織のあり方におけるコペルニクスの転回といえる。

同時に大切なことは、国民のスポーツ要求の充足を客観的、必要事としてとらえ、これを前提として連盟の拡大が目的意識的に追求されているということである。

第二の「スポーツの民主的・科学的発展」という課題については、「とくにわが国においては、体育・スポーツの科学的な研究とその適用がおくれているため、たとえばある選手がすぐれた記録をだしても、それはその選手個人の才能だけにとどまり、法的に普遍化できない。そこからわが国のスポーツ界においては『しごき』ということに象徴されるような人権を無視した非科学的な練習方法、これを支えるために前近代的ともいえるべき上下関係を軸とする人間関係が生まれている」という現状認識のもとに、科学的成果を積極的に導入し、技術の高度化、記録の向上につ

とめるとともに、その技術を国民に還元していく道が追求されている。東京オリンピック短距離ランナー飯島選手の場合がそうであったし、大学のクラブでも、いわゆる、強いクラブ程、入学時には、多数入部するが、卒業時には数名しか残らないという先細り現象があるという。高校や中学にもあたり前のこととして現われている。『しごき』と前近代的な人間関係が大きな理由となっているのである。また、アマチュア規定や指導体制の不備は、高度な技術の国民への還元を阻んでいる。スポーツ技術の高度化と大衆化の統一された姿での発展こそ、たゆみなく発展する国民のスポーツ要求に応えていく唯一の道であろう。

また、民主主義の原則は、スポーツ活動の場面においてだけ問題とされるのではなく、「新体連」の組織、機構自体についても貫かれる。すなわち、最高機関を全国大会を定め、クラブから市町村大会、都道府県大会、全国大会へと意思が民主的な討議をへて積み上げられていく代議制が実現している。各機関をへて積み上げられてきた一つひとつの問題が整理され、理論化されて、年一回開かれる全国大会での決議となり次の運動方針として一人ひとりのスポーツマンに返っていく。

第三のスポーツと政治の正しい関係の確立という課題については、一方では、「自治体交渉を重視し諸条件の拡充を」という課題を掲げ、「施設、補助金など連盟独自の要求とともに、広範な地域住民全体の体育・スポーツ要求を実現する立場から、地方自治体の体育・スポーツ行政の民主化をすすめる」、さらに「要求を全国的に集約して対政府交渉をすすめる」必要があると述べている。スポーツ要求がいかに高まってでもスポーツをする前提条件である余暇、場所、施設指導者などが整わなければスポーツ要求をみたすことはできない。その意味で、スポーツ要求の充足は、

物質的諸条件の整備、生活の向上、民主的諸権利の拡大を実現する政治とわかちがたく結びついているわけである。他方では、「体育・スポーツの反動的、軍国主義的利用に反対し、体育・スポーツの民主主義的で平和的な発展のために積極的に活動する」という課題を掲げ、「体育・スポーツ組織にたいする政府・財界・反動勢力などの干渉や統制に反対して自主性を守ることと、体育・スポーツの平和的で民主主義的な発展とは不可分である」と述べている。スポーツの平和的・民主主義的発展のためには、スポーツ団体としての自主性を堅持し、政治的利用を排除しなくてはならないことは、過去の歴史が証明している。

スポーツと政治との関係は、ここで述べられているように、一方では、政治と不可分の関係であり、他方では、政治との関係を排除しなければならない。両者は一見矛盾しているようであるが実はそうではない。真実の姿は兩者の統一である。さて、しからば、統一の核は何か。それは、一言でいうなら、国民のスポーツ要求充足の方向での文化としてのスポーツ固有の発展の法則（自律性）である。あくまでもスポーツの側にある。自主性を堅持することとは、物質的な基礎をもつと同時に、理念的には、スポーツ固有の発展の法則を大切にしているか否かに深くかかわっているのである。従って、政治は、スポーツ固有の法則にのつとった発展をより高めるための、その限りでの関与でなければならないというべきであろう。

「新体連」がスポーツ運動発展のエネルギーを一人ひとりのスポーツマンにおいているということ、つまり、スポーツ要求充足のひろまりと高まりの自己運動の中に発展の原動力を求めているということが、「体協」など従来のスポーツ組織と基本的に異なる点である。

しかしながら、国民のスポーツ要求充足という課題は、「新体連」だけの発展によって実現されていくものではなく、スポーツ界全体の科学的・民主主義的發展によってはじめて実現されていくものである。その意味でも、前近代的な体質を温存させている体協で働く職員の中に一九七三年一月二〇日、労働組合が結成されたことは、体協自身の民主的変革への大きなエネルギーとなっていくであろう。既に、七四年八月には組合によって「体協のあるべき姿」が作成され、改革が一向に進まない体協に対して、具体的・現実的な展望を示したことなどは、その端的な証拠である。

また、「新体連」が、第九回大会特別決議で「体育・スポーツの歴史的転換期にあたって、体育・スポーツ関係者の広範な共同」を呼びかけたことなどは、スポーツ界全体の科学的・民主主義的發展を実現していく上で大きな意味をもっているということができる。

- (1) 新日本体育連盟『新日本体育連盟』結成大会への報告』一九六五年十一月十二日、参照。
- (2) 『体育科教育』一九七四年七月増刊号、一〇九頁。
- (3) 永井博「民主スポーツ運動の伝統と発展の展望」『文化評論』一九七三年六月号。
- (4) 日本体育協会『体協時報』一九七三年十月号、一七頁。
- (5) 永井博、前掲書、五〇頁。

2 国民のスポーツ権の探求

① スポーツ運動を支えるスポーツ権思想

国民のスポーツ要求が充足されるということは、権力のスポーツ政策の一環として恩恵的に与えられることを意味しない。ただ、スポーツができるようになり、さえすればよいということではない。もとより、その状況はスポーツ要求充足の上で不可欠の契機であるにちがいないが、国民のスポーツ要求の充足そのものではない。それは丁度、義務教育の普及と教育年限の延長が文化の〈大衆化〉を促したが、同時にそれは、新しい種類の文盲（政治的文盲）を大量に創出し、現代の政治的支配を可能にしているという事実と同様の関係にある。総体としての権力支配が貫徹しようとしている中であって、国民のスポーツ要求の眞の充足のためには、国民がスポーツの主人公になっていかねばならないのである。そのためにこそスポーツ権思想が大きな意味をもってきており、それに支えられたスポーツ運動が要求されてきているのである。スポーツ運動の発展は、スポーツ権思想が、どれ程広く深く国民のものとなっていくか——国民のエートスとなっていくかにかかわっているといえる。⁽²⁾

ところで、スポーツ権思想とは、スポーツが国民の基本的人権であるとする考え方である。そもそも権利というのが成立するためには、当事者間の対立関係が前提になっている。つまり、たがいに利害の対立する当事者の関係があつて、しかもその間に利益を侵害される危険性があるという前提のもとではじめて法律上の権利は意味をもつてくるのである。また、利害の対立する関係とは、ここでは、いうまでもなく国家と国民との関係であるから、国民の権⁽³⁾

利といった場合、スポーツは国民の共有財産であつて、決して「個人の私的な遊び」ごとではないということ为前提しているのである。

日本国憲法の人権条項でいえば、それら国民の基本的人権は、歴史の中でたえず、国家によって侵害されてきたものであり、今後も侵害の危険性をもつから、そのような危険性を排除するために、国家に侵害してはならず、あるいはまた保障するように、条文として明文化し、義務づけたものである。従つて、憲法にスポーツそのものを規定した条項がないからといって、スポーツを享受することが国民の基本的人権に属さないということではない。日本においては、スポーツ権のための闘争は緒についたばかりであり、国家と国民との間にスポーツをめぐる深刻な闘争が残念ながら歴史的に展開されてこなかったからなのである。国民のスポーツ要求とその充足の問題が社会的に顕在化していなかつたからなのである。われわれはややもすると憲法をはじめとした「法」が正当性をつくりだしているように考えるが、実は「法」は「正当性をつくりだすものではなく、法以前に社会生活の中でつくりだされた正当性に根拠を与え、理由づけを付与する」という役割をもつにすぎない⁽⁴⁾（傍点筆者）のである。この点の認識が、スポーツ権を問題にする場合極めて重要である。スポーツ活動はまさに現代という時代の社会生活の中でつくりだされた正当性なのだ。もつとはつきりいおう。法が先にあるのではなくて、人間の生活が先にあるのだ。従つて、問題は、正当性を確認し、どういふかたちで、この正当性に根拠を与え、理由づけをするかという点にある。スポーツ権のための理論闘争がここにある。

かつて、イェーリンクが『権利のための闘争』の中で、「この世における一切の法は闘い獲られたものである」と⁽⁵⁾

述べ、更に「権利のための闘争は権利者の自分自身に対する義務である」何故ならば「人間にとってはひとり肉体的生活ばかりでなく、精神的生存もまた問題となっているのであって、その精神的生存の諸条件の一つが実に権利の主張なのである。権利において人間はその精神的存在条件を保有し且つ防衛する。権利なくんば人間は動物の段階に沈淪する」それ故「権利の主張は精神的自己保存の義務であり」「権利の全体的放棄は精神的自殺である」と述べているように、権利のための闘争は、人間たらんとする者の、人類的規模での、不断の歴史的闘争であったのである。そして、この闘争を通じて人権はかちとられ、拡大深化し、新しい人権として創造されていったのである。その意味で、憲法で保障する基本的人権は、まさに、「人種の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え」（憲法九七条）てきたものである。

スポーツ権は、スポーツという文化のもつ価値の多様性から、たとえば、憲法についていえば、生命・自由・幸福追求の権利（十三条）、健康で文化的な生活の権利（二十五条）あるいは、教育を受ける権利（二十六条）等いろいろな権利規定条項に関係している。従って大切なことは、これら諸規定の中にみる極めて抽象的な権利規定を、具体化し、全体の関連の中で体系化し、内容を豊富化し、実体化し、創造的に発展させていくことなのである。

② 国民にとって、スポーツの価値とは何か。

そこでまず第一に、法以前の問題として、現代日本に生活している国民にとってスポーツの価値とは何であるのかを、念のために確認しておかなければならない。

一般に「価値」とは、人間にとって「よいもの」とか「有用なもの」であり、それは「人間の基本的な生活条件と結びついている欲求およびそこから出てくる人間の営みとしての歴史のうちから生み出されるもの」⁽⁷⁾であり、人間の生活と労働に根ざしたものである。そしてそれは、マルクスが「ある一つの物の有用性は、その物を使用価値にする。しかしこの有用性は空中に浮いているのではない。この有用性は、商品体の諸属性に制約されているので、商品体なしには存在しない。それ故、鉄や小麦やダイヤモンドなどという商品体そのものが、使用価値または財なのである」⁽⁸⁾と述べているように、天空のかなたのものではなくて具体的な実在なのである。

われわれは、スポーツが生活の中で正しく行われなたならば、身体的、精神的、心的、発育・発達をうながし、健康を維持・増進させ、人間的感動と欲びや楽しさをもたらすことを知っている。そしてそのことが、労働・生活能力を高め、生活をより豊かなものにしていくことを体験的に知っている。だからわれわれはスポーツをやらうとする⁽⁹⁾。これが、国民がスポーツに与えている「よきもの」の中味であろう。「価値というものは、空虚な抽象ではなく、多くの時代を経てきた人間の体験のつみ重ね」⁽¹⁰⁾(傍点筆者)なのである。

スポーツの現代的価値を別の角度から見れば、それは、人間生活の諸カテゴリーに関係をもっていることがわかる。たとえば、生命の維持という面でもらえれば、「生存」に関係し、体力とか運動能力などを労働諸力という面からとらえれば、「労働」に関係し、身体的、精神的、心的、発育・発達という面からとらえれば、「教育」とか「体育」に関係し、人間的感動、欲び、楽しさなどという面からとらえれば、「自由」とか「幸福」とか「文化」などの諸カテゴリーに関係している。(あくまでも、主な側面のおき方の問題であるにすぎない)

つまり、スポーツは、生命の維持と存続という人間の自然的・社会的生存の絶対的価値を内包していると同時に、人間らしい生活、人間の尊厳の実現というすぐれて人間的な価値をも内包しているのである。その意味でまさしく、基本的人権なのである。近代思想をひもとくまでもなく、たとえば、ロックやルソーやベスタロッチなどの教育思想の中には、いわゆる「遊び」・「スポーツ」・「体育」・「レクリエーション」などが、人間が人間として成長するために不可欠なものであることが生き生きと描かれている⁽¹⁾。これらの中に、われわれは、スポーツが時代を越えた普遍的な価値をもっていることを見いだすと同時に、現代の日本という歴史的・社会的現実の中で、いや中だからこそ、その価値がより大きな輝きを増してきている事実を否定することができない。

③ 国民のスポーツ権の構造

スポーツが基本的人権であるというからには、その法的根拠を求めなければならない。

わが国の憲法では、基本的人権について次のように規定している。「憲法十一条（基本的人権の根本性質）、国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」

基本的人権は、既に述べたように、永い歴史の過程で闘いとられてきたものである。それは、歴史的に発展する人間の物質的、精神的、政治的要求と対応して、人権の内容をより広げ、より具体化し、より豊かにしてきたものである。そしてまた将来においても、「侵すことのできない永久の権利」として、更に豊かになり発展していくことを本

条が保障しているのである。

ところで、基本的人権には、二つの側面があると一般に理解されている。それは、人間らしい生活ができるように国家に対してその保障を求める権利としての社会権ないしは生存権と、国家の介入を拒否する権利としての自由権である。

スポーツ活動は、人間生活の諸側面・諸条件と広く、深くかかわっており、権利として保障されている内容を全面的、具体的にとらえることが困難なため、ここでは便宜的に構造的にとらえてみたい。すなわち、スポーツ活動を成り立たせる上での前提条件となる余暇、場所、施設、指導者、などの物質的・客観的条件にかかわる部分と、種目の選択、組織体制、競技会の運営、クラブの運営、練習方法、技術体系などの主体的条件、つまりスポーツ活動の内容にかかわる部分に分けることができる。そうすると、前者は、国家が整備し保障していく内容であり、社会権に属する内容であり、後者は、スポーツ活動の自主性、主体性つまり精神的自由にかかわるものであり、国家の介入を断固として拒否していかねばならない内容であり、自由権に属する内容としておさえることができる。

そこで第一に、社会権に属するとみなされる物質的・客観的条件整備要求権は、如何なる法体系の中で保障されているかを検討する。

社会権の基礎は生存権であり、まず憲法二十五条をあげなければならない。「憲法二十五条（生存権、国の社会的使命）①、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②、国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」人間が人間らしく生きる権利をここでは

「健康で文化的な最低限度の生活」と象徴的に表現している。スポーツ要求が現代日本において国民が人間として生きるうえのうむをいわせぬ要求（必要性）であることが明らかになった今、健康で文化的な生活内容として、スポーツを位置づけることにはや異論はないであろう。そこで、第一項を具体化して読むならば、すべての国民はスポーツのできる生活を営む権利を有するという内容が含まれているといえる。従って、国民はその条件整備を要求する権利があり、国はそれを保障する義務があるわけである。そして国が、スポーツ生活については別であるといわさないように、第二項では「すべての生活部面について」と念を押しているわけである。

続く二十六条（教育を受ける権利）第一項は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定している。「人間は教育によって人間になる」(カント)といわれているように、人間が人間らしく生きることができるようになるために、人間の諸能力を開花させる教育は決定的な意味をもっている。「スポーツのできる生活を営む」ためにも、教育という機能を通じて、スポーツの文化的内容を習得しなくてはならない。この条項の「教育」の中味にスポーツが位置づいていることは、第二十五条及び教育基本法第一条（教育の目的）の「心身ともに健康な国民の育成」という精神との関係から明らかに読みとることができ。従って、学校や社会を問わず、すべての国民は、あらゆる機会に、あらゆる場所において、スポーツ教育を受ける権利を有しているのである。このことは下位の法律においてより具体的に明文化されている。たとえば、教育基本法第二条（教育の方針）は、「教育の目的は、あらゆる機会にあらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展

に貢献するように努めなければならない」(傍点筆者)とされ、教育基本法の精神に則って、国及び地方公共団体の任務を明らかにした社会教育法第三条では「国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設定及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会あらゆる場所を利用して、自ら実生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」(傍点筆者)と明示されている。ここで「あらゆる機会」、「あらゆる場所」といっているのは、子ども、青年、成人を通じて、学校、職場、地域にわたるまさに人の一生を通じて行なわれなければならないことの意味なのである。また、「実生活に即し」という一句は、すぐに生活に役立つことを求めるような卑近な実利主義を意味するものではなく、教育と生活ないし、生産労働との結合という教育の長い歴史的過程を経て結実してきている国民教育の理念なのである。⁽¹²⁾従ってここでは教育基本法第一条に示されている、勤労を重んじ、自主的精神に充ちた国民の育成という教育の目的と対応して、生産労働との結合をその中核としているものと解すべきであろう。スポーツもまた、ただ行なえるようにならねばよいというだけではなく、生活そしてその中心である労働と有機的に結合したかたちで行なえるようにならねばならない。国及び地方公共団体は、そのことを国民に保障しなくてはならないのである。そうでなければ、総体としての、「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法第二五条)も「国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成」(スポーツ振興法第一条)も決して実現しないからである。

以上の法律の精神に立脚して、一九六一年はじめて、スポーツ独自の法律として「スポーツ振興法」が成立した。この法律の真髄ともいえるべき(施策の方針)を定めた第三条は、「国及び地方公共団体は、スポーツの振興に関する施

策の実施にあたっては、国民の間において行なわれるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない」と、国及び地方公共団体の義務を規定し、スポーツ行政の原則を明示した。つまり、第一に、国民の自発的な活動に協力しなければならないこと、第二に、国民があらゆる機会とあらゆる場所で自主的にスポーツができるような諸条件の整備に努めるべきことである。⁽¹³⁾

以上、憲法と、教育基本法、社会教育法、スポーツ振興法の三法律を通じて、われわれは、国民が、スポーツ要求を充足するため、国及び地方公共団体にその諸条件整備を要求する権利を有していることの法的根拠を確認できると思う。

さて次に、自由権に属するとみなされるスポーツ活動の内容がいかなる法体系の中で保障されているかを検討しよう。

憲法では代表的な条項は、包括的人権条件である第十三条である。すなわち、「憲法第十三条（個人の権利と尊重）すべて国民は、個人として尊重さる。生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

より人間らしく生きる権利は、歴史的にも「幸福と安全を追求・獲得する権利」（ヴァージニア権利章典）あるいは、「生命、自由および幸福追求の権利」（アメリカ独立宣言）というように、天賦の自然権の核心をなすものとして継承されてきた。われわれにとっては、この「生命・自由・幸福追求権」の実体化された姿を、スポーツ活動の中どの

ように理論化してとらえるかが今日の課題なのである。

憲法二十五条が、人間が人間らしく生きる具体的な権利の最低限（人間の自然的・社会的生存の絶対的価値）を保障したとすれば、十三条は、個人としての人間が、生命・自由・幸福を追求し、より人間らしく生きていく権利を保障しているのである。つまり、健康で文化的な生活を積極的に追求する権利を規定したものと解すべきなのである。このことは、権利主体のたえざる努力によってはじめて可能となる性質・価値であることを宣言した第十二条の「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」あるいは、九七条の「この憲法が日本国民に保障する基本的人權は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え」てきたもの、という権利主体の自己規律を表現した条項を合せて読むときに一層明らかとなる。

ところで、生命・自由・幸福を積極的に追求する権利とは、どういうことか。われわれは、スポーツを生命・自由・幸福追求活動の一環としてやっていることは否定できない事実である。しかし、更に積極的に追求するといった時に、「最大限尊重」されねばならないものとして浮び上ってくるのは、第一に、スポーツマンの自主性であり、自由の精神である。スポーツ活動から、自主性や自由の精神を奪うなら、スポーツ活動は単なる苦役に転化するであろう。自主性や自由の精神は、スポーツ活動の魂なのである。戦時中の「報国団」主催の「戦場競技選士権大会」を思い起すまでもなく、国家の干渉・介入を絶対に許さないということである。第二は、スポーツ活動の内容の国民的創造である。保障される中味は、国民の不断の努力の成果として創り出されたものなのである。であるからこそ、スポ

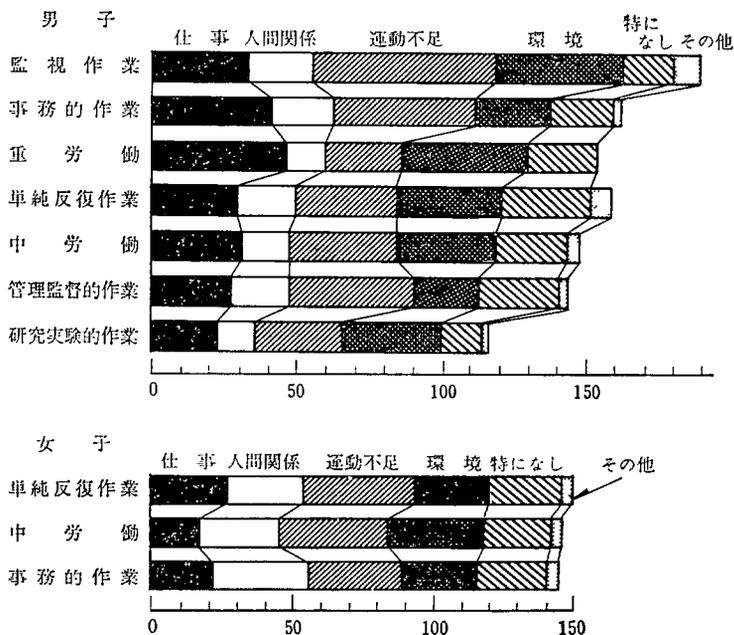
スポーツ活動の内容は、権利主体である国民によって常に創造されていかなばならないのである。自由の権利は創造によつてはじめて保障されるのである。ただスポーツができるようになるということだけでは、国民のスポーツ要求を真に充足したといえないという意味がここにあるのである。

国民的創造を実現していくためには、国民が、一人ひとりのスポーツマンが、スポーツ活動の主人公になつていかなばならない。そのためには、スポーツ活動の内容とみなされる組織体制、競技会の運営、クラブの運営、練習方法、技術体系などの中に、科学と民主主義を貫徹させていくことであり、更に、生活と労働に根ざしたスポーツ活動存立の基盤である地域において主人公・主権者となつていくことである。自由権として保障されている内容はこのようなものとして理解すべきであろう。

最後にもう一度確認しておこう。国民のスポーツ権は、アブリオリに存在しているのではない。その実体は、国民自身が、スポーツ運動を通じてたたかいていくものであり、創りだしていくものであるということ。

- (1) 堀尾輝久『現代教育の思想と構造』序、岩波書店。
- (2) 浜林正夫『イギリス民主主義思想史』二〇頁。新日本出版。
- (3) 渡辺洋三『安保体制と憲法』一五六頁。労働旬報社。
- (4) 渡辺洋三『憲法と現代法学』三九頁。岩波書店。
- (5) イエーリンク『権利のための闘争』日沖憲郎訳、二七頁。岩波文庫。
- (6) 前掲書、四四頁。

表 A 健康をそこなわせる原因



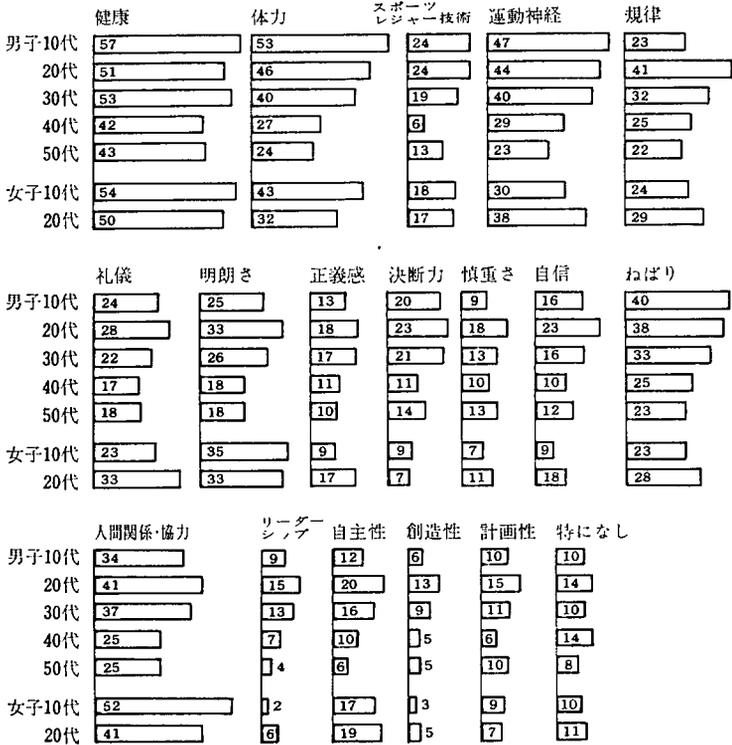
注：6項目までの重複回答である。数値は回答者数を100とする各項目の割合を示す。

表 B スポーツを通じて養いたいこと

	運動技術	体力	意志	規律	明朗	協力	無記不明
男子 10代	17	40	16	3	6	14	3
20代	7	49	16	3	5	12	4
30代	4	57	8	5	6	11	7
40代	12	47	8	4	9	13	15
50代	3	46	4	12	9	7	17
女子 10代	10	34	19	5	22	10	
20代	6	37	18	6	10	14	7

表 C 学校時代の体育やクラブ活動の効果

スポーツ政策論研究序説



(7) 粟田賢三「マルクス主義と価値の問題」『岩波講座哲学・9』二六八頁。

(8) マルクス『資本論』第一巻、四八頁。大月書店。

(9) 体協の「国民のスポーツに関する意識調査報告」(『体協時報』一九七三年七月号)から、国民がスポーツに与えている価値を伺い知ることができる。たとえば表A、B、Cのとおりである。

あるいはまた、「新体連第七回大会決議」は次のように述べている。「国民大衆の体育・スポーツにたいする関心と要求は多様である。しかし、そこに貫かれている共通のものはないよりも体育・スポーツによって各人の身体の発達と積極的な健康保持に役立てたい」ということであり、集団精神、忍耐、勇気、意志力を養いたいという願望であり、壮快で健康な感情をはぐくみたいという要求であろう」

(10) パナール『歴史における科学』IV鎮目恭夫・長野敬訳、五七七頁。みみず書房。

(11) ジョン・ロック『教育論』梅崎光生訳、明治図書、ルソー『エミール』平林初之輔訳、岩波文庫、ベスタロッチ『体育論』吉本均訳『ベスタロッチ全集』第十一巻。平凡社。

現代の日本において、スポーツ権思想の内実を構築していく上で、近代の思想家の中に結晶しているものを継承し、発展させていくことは、極めて重要な課題となっている。しかし、現状では、こうした観点での思想史研究は殆んどなされていない。わずかに、唐木国彦「ジョン・ロックの教育論―レクリエーションの機能を中必として―」『一橋論叢』第六十二巻、第三号、「ジョン・ロックの教育論(統)―身体鍛練と身体観との関係について―」『一橋論叢』第六十三巻、第五号、がその先駆的萌芽としてあるだけである。水野忠文『体育思想史序説』世界書院は、古代から現代にわたった労作であり、史実を知る上では大変貴重であるが、残念ながら日本の歴史的現代からの観点が薄弱である。観点の問題では、堀尾輝久の『現代教育の思想と構造』岩波書店、の思想研究の態度と方法に学ぶべきものが極めて多い。

(12) 柳久雄『生活と労働の教育思想史』御茶の水書房、にくわしい。

(13) ここで、憲法、教育基本法、社会教育法の精神に立脚し、法論理としても矛盾なきものとして立法されたはずのこの法律には、その精神においても、法論理においても重大な矛盾のあることを指摘しないわけにはいかない。

その第一は、先の三法律において一貫して対象を「すべて国民」としているのに対してスポーツ振興法第三条では「ひろく国民」に変わっている点である。誰が読もうとも「ひろく」は「すべて」の部分でしかない。残りの部分についてはこの法律は適用されないともいうのだろうか。ここには、スポーツが国民、すべての要求―客観的、必要事であるという認識が欠落している。つまり、スポーツとは、やりたい者だけが（広く国民が）「個人の事柄（私事）」としてやればよいという根強いスポーツ観がある。（これが古典的ブルジョアスポーツ観なのである。）

第二に、先の二法律の中で常に用いられていた「實際生活に即し」という句が消えて、代りに「適性及び健康状態に即して」という句が入った点である。そもそも国が説教しなくても、国民は、スポーツをやる場合に適性及び健康状態に即してやっているわけで、全く必要のない一句である。いやむしろ、「ひろく国民が」の一句と呼応して、極めて能力主義的色彩をあらわにしてくるのである。たとえば、身体障害者は、適性のない者、あるいは、健康状態のよくない者としてスポーツの対象からはずされていくことに對して、この句は何の抵抗も示していないではないか。更に大きな問題は、国民のスポーツ活動のあり方ともいうべきスポーツと生活その中核である労働との結合を象徴的に表現した「實際生活に即し」という句が消えてしまったという点である。国民スポーツの発展は、スポーツと生活・労働との結合形態の豊かな創造によってはじめて実現されるものであり、その時、スポーツという文化のもつ何ものにも変え得ない価値は、真に国民のものとなっていくのである。国及び地方公共団体は、そのための「諸条件の整備に努めなければならない」（「教育基本法」十条二項、「スポーツ振興法」三条）のである。

スポーツ振興法は、憲法、教育基本法、社会教育法の関連で読んだ時スポーツ運動推進の武器になるとともに、基本精神において「憲法」、「教育基本法」を逸脱する面をもっている。従って、逸脱を許さないように、国民の鋭い監視の眼を光らせていなくてはならない。同時に、国庫補助問題等をふくめ「スポーツ振興法」の実効を高めるよう法改正要求運動を推進していく必要がある。尚、「スポーツ振興法」第三条第一項の問題点の分析については、小林一久「スポーツの理念とスポーツ振興法」『東京体育学研究』第一号参照。

(昭和四九年一月二三日 受理)